

# 幣原喜重郎と戦争放棄条項

寺 島 俊 穂

## 目 次

- 1 政治理論の視点
- 2 幣原の国際協調主義
- 3 憲法9条の制定過程と幣原
- 4 幣原の戦争廃絶論
- 5 理想主義的現実主義

## 1 政治理論の視点

戦後日本政治の最大の謎は、日本国憲法の戦争放棄条項の発案者は誰かということである。帝国憲法改正の政府案作成時の首相であった幣原喜重郎なのか、联合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサーなのか、という論争がずっと続いてきたのは周知のことである。さまざまな説が出されてきたが、真実は一つなのだから、真実を明らかにしなければならない。ここで、戦争放棄条項というのは、もちろん戦争放棄を定めた憲法9条のことである。戦争放棄と戦力不保持を宣言した日本国憲法が平和憲法と言われる所以は、憲法9条の革新性にあるが、憲法9条の発案者は誰かという言い方をしないのは、GHQ草案が示されたときは第8条に置かれていたからであるとともに、戦争放棄条項ということばの重みを強調したいからでもある。

私は、すでに『市民的不服従』（2004年）、『戦争をなくすための平和学』（2015年）のなかで幣原が憲法9条制定に果たした役割について論じてきたが、本稿では、これまでの研究を踏まえ、さらに深める意味で、幣原の平和思想が

---

\*傍点は引用文の著者によるもので、本文中の下線はすべて本論文の筆者による。なお、引用文中の旧字は適宜新字に変更した。

何を契機に形成されたか、戦争放棄条項が生まれる過程でどのような力が作用したのか、日本国憲法の戦争放棄条項の論理はどのように構築されているのかを明らかにしたい。さまざまな視点から詳細で緻密な研究が積み重ねられてきたが、これまでの研究で見落とされてきた点、とくに戦争放棄と戦争廃絶との関係について、幣原の平和主義的言動との関係で明らかにすることに焦点を当てたいのである。

### 政治理論的アプローチの特質

憲法9条の発案者は誰か、という問いに挑む本は、すでに数多く出版されている。とくに2021年は幣原の死後70年に当たる年であり、その前年あたりから立て続けに幣原喜重郎についての注目すべき歴史書が出版された<sup>1)</sup>。詳細な史実の研究が進んだが、研究が進んでも、まだこの論争には決着はついていないようである。この論争に立ち入るのはあまり生産的とは思えないが、やはり戦後日本政治の出発点を明らかにするだけでなく、世界史的に意味のある戦争放棄条項の成立過程に肉薄することには意義があると思われる。真実に近づくには事実を積み重ねていくしかないが、それでも不確定な部分は残るであろう。歴史家は推論をあたかも真実のように語っていることがあり、憲法9条の発案者についてもそう言えるので、本稿では事実と推測を区別し、確定できないことについて断言することは避けたい。

日本国憲法の戦争放棄条項について政治理論の視点から何が言えるかに主眼を置きたい。政治理論と言っても、規範的政治理論と実証的政治理論の二つがある。規範的政治理論（政治哲学）には、①政治的事象を思想的・歴史的に考察する、②マクロな視点で捉える、③政治現象を規範的視点から批判的に捉える、という特性がある。もう一つの実証的政治理論（政治科学）には、出

---

1) 近年公刊された著書では、笠原十九司『憲法九条と幣原喜重郎——日本国憲法の原点の解明』（大月書店、2020年）は幣原発案説に立ち、種稲秀司『幣原喜重郎』〔人物叢書／日本歴史学会編集〕（吉川弘文館、2021年）と熊本史雄『幣原喜重郎——国際協調の外政家から占領期の首相へ』〔中公新書〕（中央公論新社、2021年）は、マッカーサー発案説に立っている。

来事に注目して、政治過程の力学を捉える（時系列をとって合意形成に至る過程を分析する）、アクター（行為主体）の特性を明らかにする、という特性がある。本稿では、主として規範的政治理論の視点から戦争放棄条項に込められた思想を分析する。というのも、「政治哲学なき政治理論は方向性を失う」と言えるからである。政治哲学、すなわち規範的政治理論には、プラトンが『国家』第7巻の「洞窟の比喩」で示したように、「魂の向け変え」、すなわち、政治社会の方向転換の機能が期待されているからである。目先の現象にとらわれるのではなく、100年、200年先の世界を見据えて理論構築していくことが、政治理論につねに求められているからである。

歴史学もそうだが、政治理論に必要なとされていることは、細部に注目することである。「神は細部に宿る」というが、これは哲学的認識や歴史認識の場合、「真実は細部に宿る」という意味であり、細部に本質的要素が隠されているから、細部にこだわり、真実を明るみに出す必要があるということである。本稿で1946年1月24日の幣原—マッカーサー会談に注目するのは、戦争放棄条項を生み出す契機となった会談だからである。しかし、幣原とマッカーサーの二人だけで3時間にわたって行なわれ、行なわれた時点では会談が行なわれたこと自体、閣議にも報告されず、一般にも秘密にされていた。会談に同席した者がおらず、第三者の証言が残っていないので、会談内容を正確に復元することはできない。とはいえ、そこで何が話され、何が合意されたが非常に重要な意味をもつことは、明らかである。特定の事項に焦点を当てて探究していくことは、「認識のサーチライト」と呼ぶことができる。というのも、サーチライトのように一点に集中した意識のもとでできるだけ多くの史実を探索するなかで疑問を解いていくことが、理論的認識の一つの方法にほかならないからである。

### 戦争廃絶条項としての憲法9条

もう一つ重視したいのは、他者の視点である。この場合、それは、外国人の研究者や活動家が見た憲法9条である。たとえば、憲法9条は日本人の「偽善

の象徴」だという見方がある<sup>2)</sup>。これは、戦力不保持と言いながら、実際には最初からアメリカ軍が在留し、アメリカに防衛を依存しており、次第に自衛隊がカバーする領域が増大してきたというのが事実であり、軍備がなかったときは戦後一度としてなかったことに対する批判的言明である。もっとも、日本国民は、多くの場合、憲法9条をもつことで善をなしているという意識はもたず、現実との矛盾を意識し、あいまいにしてきたというのが実態であろう。これと対照的なのは、憲法9条を戦争廃絶へ向かうべき世界の先駆けとみなし、「地球憲法第9条」とみなす見方である。たしかに、憲法9条があるにもかかわらず、自衛隊という名の軍隊があることは、矛盾しているが、憲法9条は規制的な原理として機能し、戦後、日本は海外で軍が外国人を殺傷しなかった唯一の大国だったと言える<sup>3)</sup>。

これらの見方も啓発的だが、私が注目しているのは、憲法9条を「戦争廃絶条項」(war-abolishing clause<sup>4)</sup>)とみなす、クラウス・シュリヒトマンというドイツの幣原研究者の視点である。シュリヒトマンが憲法9条を戦争放棄条項ではなく戦争廃絶条項と呼ぶのは、そこに込められた思想が戦争廃絶、すなわち「戦争のない世界」をつくるということだったからである。あらかじめ述べるとすれば、本稿の立場も、これと同じであり、憲法9条の制定過程を政治過程論的に分析すること、憲法9条に込められた、幣原の平和思想を明らかにす

---

2) ダグラス・ラミスは、日本の「安全と生存」は「核の傘を含む米軍の「保護」の下に」あり、次第に「自衛隊がこれを補うようになった」ので、「厳密に言えば、「平和憲法を守れ」というスローガンは、何の意味ももたない。第9条と前文に表現された平和の原則は、一度も試みられたことがないのである」と述べ、GHQと日本政府が憲法第9条を「一片の安っぽい偽善」に変えてしまったことを批判している(ダグラス・ラミス『ラディカルな日本国憲法』加地永都子他訳(晶文社、1987年)31-32頁)。

3) チャールズ・オーバービーは、日本は第二次世界大戦後「海外派兵をして殺人を行わなかった地球上の唯一の大国です。これは「第9条」のおかげです」と述べている(「チャールズ・オーバービー」(下村満子との対談、『朝日ジャーナル』1992年3月20日号、52頁)。

4) Klaus Schlichtmann, "The Ethics of Peace: Schidehara Kijūrō and Article 9 of the Constitution," *Japan Forum*, vol. 7, no. 1, April 1995, p. 43.

ることによって補強することにある。とはいえ、戦争放棄条項ということばを使うのは、戦争放棄と戦争廃絶の関係を明確化するとともに、未来へ向けての方向づけを示したいからでもある。

したがって、本稿では、憲法9条の発案者は、幣原喜重郎か、ダグラス・マッカーサーか、合作か、という発案者論争を超えて、戦争放棄条項を人類史的視点から捉えなおすことをねらいとし、幣原の平和思想に焦点を当てたい。というのも、幣原の平和思想が憲法9条の土台となっていると確信しているからである。論述の過程で、戦争放棄条項の淵源はどこにあったのかを探究することは避けられないことであり、その限りで発案者についても検討することになるが、そこにはなく、戦争放棄から戦争廃絶へ向かうべき人類社会の政治原理として戦争放棄条項を位置づけることに主眼を置きたい。幣原を軸にすることによって、一人の思想を超えた理念の存在を明らかにしたいのである。

## 2 幣原の国際協調主義

幣原喜重郎(1872-1951)は、大阪の門真村(現・門真市)の豪農の次男として生まれた。四人兄妹で、長男<sup>たいら</sup>坦も研究者となり、年の離れた妹二人も跡継ぎと医者になったように、父、幣原新治郎は教育熱心であった。男子が続いて産まれたので、喜重郎と命名したというエピソードには時代を感じさせる。幣原は、大阪中学校、第三高等学校、帝国大学法科大学に入るというエリートコースを歩んだ。中学校時代には英語のみの授業も受け、沈黙が支配する教室のなかでただ一人、英語で発言し、ネイティブの教員を感動させたこともある。順調に勉学を積んでいったが、大学卒業前に、当時は死ぬ者も多かった脚気に罹り、志望していた外交官及領事官試験を受けられず、失意のなか大学時代の恩師<sup>ほづみのおしげ</sup>穂積陳重の紹介で1895年11月に農商務省に入り、鉱山局に配属された。外交官志望をあきらめきれず、翌年9月に同試験を受け、合格し、10月に外務省に入省した。こうして外交官としての職業生活が始まるのだが、のちの平和思想形成と関係がありそうな出来事を中心に優秀な外務官僚であった幣原の人物像を浮き彫りにしておきたい。

## 外交官から政治家へ

幣原は、戦前は外交官、外務大臣などを歴任し、戦後は総理大臣、国務大臣、衆議院議長などを務めた。幣原の活動期は、① 外交官時代（1886～1924年）、② 外務大臣時代（1924～1931年）、③ 在野時代（1931～1945年）、④ 政治家時代（1945～1951年）に分けられるので、それぞれの時期における特徴を明らかにしておこう。

① 外交官時代（1886～1924年）——海外駐在経験を経て英語の達人になる。仁川勤務のとき、イギリス領事館に勤める領事の妹であるイギリス人女性と知り合い、ロンドンで再会し、恋に落ち、将来を約束するほどの仲になったが、家族など周囲の反対により、あきらめ、岩崎弥太郎の四女、雅子と結婚した<sup>5)</sup>。幣原は、外務省のなかで信頼を得た「組織人」であるとともに、国際協調外交を展開した。小村外交を引継ぎ、粘り強い交渉を行ない、外交手法としては、信頼関係を築くことを何より重視した。幣原は、現実主義と理想主義を併せ持っていた。1921～22年のワシントン会議の全権を務め、「対華二十一カ条要求」に端を発する山東省の権益問題の解決に関わる交渉にあたり、36回ほど交渉を重ね、1922年2月4日、「山東懸案解決条約」の調印にこぎ着けるなど、中国問題の解決に尽力した。

② 外務大臣時代（1924～1931年）——2度にわたり計5年余り外務大臣を務めた。外交手法としては、信頼関係を築くことを何より重視し、「戦争なき世界の創造」ということをしばしば語るなど、理想主義的信念は確固として維持した。もちろん、幣原は、政府を代表する職責を背負っており、現実主義的な思考をし、軍縮は推し進めたが、軍備全廃を主張したわけではなかった。しかし、幣原外交は、田中外交と対比され、軟弱外交として非難された。満州事変勃発に当たっては閣議で不拡大を主張し、若月内閣が倒れるとともに、外相の職を辞した。

③ 在野時代（1931～1945年）——失意の時代を14年間過ごした。貴族院議員として、翼賛政治会への入会に不賛成という返事を直ちに出し、憲兵が私宅

5) 『幣原喜重郎——国際協調の外交家から占領期の首相へ』20-21頁参照。

に訪ねてきたが、動じず、自由のあり方を説いたという逸話があるように、反骨で自由主義的な精神を貫いた。とはいえ、日華事変から戦争終結まで悶々とした日々を送り、「時に丸善に出かけて、新刊の洋書を手に入れては、もっぱら読書に鬱を散じ」ることぐらいしかできなくなっていた<sup>6)</sup>。

④ 政治家時代（1945～1951年）——1945年10月9日に成立した幣原喜重郎内閣は、翌1946年5月22日まで8ヵ月あまりのあいだに日本社会の民主的改革だけでなく帝国憲法改正案の作成という大きな仕事を成し遂げた。幣原を推薦したのは吉田茂であり、幣原は73歳という高齢であったが「最後のご奉公」という思いで引き受けた。1946年4月22日に内閣が総辞職したあと、翌4月23日に進歩党の総裁に就任したが、「このとき幣原が初めて政党入りしたのは、憲法改正をまっとうしたいと考えた<sup>7)</sup>」からである。5月22日に吉田茂を総理大臣とする吉田内閣が形成され、幣原は国務大臣として入閣した。幣原は帝国議会においても憲法9条の政府解釈を方向づける働きをしている。

幣原は、イギリス、ベルギー、アメリカに外交官として滞在することによって国際協調という外交の基本理念を身につけ、また英語運用能力を身につけ、交渉能力を高めていった。幣原は、誠実で嘘をつかない、口が堅いという性格もあって、外務省内だけでなく、対外的にも信頼関係を築き、信頼できる多くの友人を得た。毎朝一緒に散歩しながら、英語力を身につけた、外務省のアメリカ人顧問、ヘンリー・デニソン（Henry Willard Denison, 1846–1914）との交友関係はその一例であり、デニソンの幣原への信頼は厚く、遺言で自分の蔵書をすべて幣原に遺贈したほどである<sup>8)</sup>。また、外交には粘り強い交渉が必要であり、妥協して合意にもっていこうとする使命感が不可欠である。幣原は、職務への使命感の強い官僚であり、目的を達するために秘密交渉主義をとった。幣原は、国際協調に価値を置いたことは事実だが、一方で自国の権益を守る現

6) 幣原喜重郎『外交五十年』〔中公文庫〕（中央公論社、1987年）〔『外交五十年』読売新聞社、1951年の再版〕217頁。

7) 服部龍二『増補版 幣原喜重郎——外交と民主主義』（吉田書店、2017年）286頁。

8) 幣原平和財団編『幣原喜重郎』（幣原平和財団、1955年）56頁参照。

実主義者でもあった。その幣原が、戦争放棄の理念を体現するような平和主義者に自己形成していく契機は、何だったのか。

## 国際協調主義の展開

幣原は若い頃から平和主義者であったわけではない。もとより、幣原は著述家や作家ではなく、一官僚であったから、思想を直截に表現しづらい立場にあったことは理解しておかねばならない。また、幣原が書いていたメモや原稿、思想形成を辿る資料となる蔵書も、1945年5月の空襲で千駄ヶ谷の自宅が全焼した際に焼失して残っていないので、幣原の思想的立場は、著書『外交五十年』、外交官としての行動、外相としての議会演説、外交文書、友人・知人に語った内容、親友らに宛てた手紙、新聞記者との会見内容から探るほかない。

幣原が若い頃からの平和主義者ではなかったというのは、有能な官吏として仕事を忠実にこなすことに力を注ぎ、当然のことながら、日本の国益の維持・拡大のために働いていたからである。一例をあげれば、幣原は、日露戦争開戦の際、日本は旅順港外のロシア艦隊を奇襲し、緒戦を有利に進めたのだが、この奇襲攻撃に一役買っていた。釜山領事館に勤務していたのだが、先制攻撃の前に釜山の電信局を押さえ、ロシアに使わせないように、電線を切断するという非常手段をとったことを『外交五十年』のなかで「甚だ乱暴な話だ<sup>9)</sup>」として反省はしたが、戦争となれば協力する官吏であった。

これは、1904年、幣原が31歳のときのことで、その後、本省勤めを経て、1912年から再び海外勤務となる。本省では、ポーツマス条約を締結した外相の小村寿太郎の薫陶を受け、粘り強い交渉態度を側近として学んだ。赴任先のアメリカでは駐米イギリス大使で思想家のジェームズ・ブライスからは長期的な視点で見ること、イギリスでは外相のエドワード・グレイからは政治家としての清廉さ、冷静な判断が必要なことを学んだ。それとともに外交官としての仕事をこなすなかで身につけた思想もある。幣原の特徴は、外交問題に対処する際に原則を曲げなかったことである。対中不干涉という姿勢は、一貫していた。

---

9) 『外交五十年』22頁。

オランダに駐在中の1915年1月18日に日本が中華民国政府に対して発した滿蒙権益保護や在華日本人の法益保護に関する対華二十一カ条要求に対して、当時の外相が義兄の加藤高明だったにもかかわらず、幣原は幾日も沈思黙考を続けたのちに、加藤に私信で反対の意思を伝えた<sup>10)</sup>。中国に対して強硬路線をとることは正義と公正に反するということだが、そのような強硬路線をとると、中国国内での反日運動を高めるというプラグマティックな判断からでもあった。

幣原は、1915年10月、43歳のときに外務次官に就任したので、優れた外交官であったことが窺える。1919年9月までの外務次官の終盤に第一次世界大戦後の平和的秩序の形成という問題と直面することになった。国際連盟が設立され、日本もその一員になったが、幣原は、国際連盟による集団安全保障体制には懐疑的であり、平和主義の理念には賛同しても現実主義的に平和を構築しようと考えた。ロカルノ条約のような地域的集団安全保障体制の構築も東アジアでは、中国、ソ連という不安定要素があるから現実的でないと考えたようである。幣原がとった立場は国際協調路線である。幣原の国際協調主義は、現実主義的な判断からなされたのである。

原敬内閣のときの1919年10月に、幣原は駐米大使としてワシントンに赴任した。これは、「幣原がシベリア出兵に反対したことや次官就任後に対米協調路線にあったこと、何より不偏不党の姿勢と立場を貫く幣原の執務ぶり<sup>11)</sup>」が、原からの信頼を勝ち取ったからである。幣原が外交官として最も本領を発揮するのもワシントン時代である。1921年11月から翌1922年2月にかけてワシントンで開催されたワシントン会議で幣原は主席全権の一人として活躍した。ワシントン軍縮会議では、海軍軍縮。極東問題、太平洋問題が話し合わせ、9カ国が参加し、海軍の主力艦保有量を制限した五カ国条約、中国の主権尊重・門戸開放・機会均等を約束した九カ国条約、太平洋地域の平和に関する四カ国条約が締結され、幣原は極東問題としての山東権益継承問題と、太平洋問題としての日英同盟継承問題を担当した。山東権益とは、第一次世界大戦に日英同盟を

10) 『幣原喜重郎——国際協調の外政家から占領期の首相へ』45-46頁参照。

11) 同上、76頁。

口実に参加した日本が敗戦国ドイツから獲得した権益だが、この権益をめぐって日中が対立し、北京で大規模な反日運動（五四運動）が起こり、こじれた問題となっていたが、幣原はこの問題を極東問題から切り離し、二国間協議に持ち込んだ。折り悪く幣原は、腎臓結石で苦しみながら、駆け引きではなく公明正大で正直な態度で臨み、中国が若干の補償金を支払う代わりに、日本が租借地と旧ドイツ利権の大部分を中国に返還し、駐屯する日本軍を撤退することで合意し、この交渉を解決に導いた。中国に門戸開放を約束させる九ヵ国条約も、産業立国論に根ざした通商政策とする幣原の外国政策にも合致した。太平洋問題については、幣原は、日英だけでなく、アメリカも加えた三国案を提案し、最終的にはフランスを加えた四ヵ国が重大問題が起こったときに協議する四ヵ国条約の締結に至り、その結果、日英同盟は廃棄されることになったが、幣原は日英同盟継続よりも、対米協調を優先させたのである。

1924年6月に加藤高明内閣が成立すると、幣原は外相として初入閣した。幣原の外交理念は、国際協調、恒久平和、共存共栄、対中不干渉にあり、幣原の信念は「世界人類と共に戦争なき世界の創造<sup>12)</sup>」「平和共存」「正義の支配するところには、武器の必要はない」というモットーに示される。この場合、「世界人類と共に」という点が重要であり、国際人として生きた幣原の視野は各国政府と協力して平和を確立していくことにあった。このような理念を提示しながらも、対英米協調主義のもと、満蒙権益を守り、自由通商政策によって国益の拡大を図っていこうとした。

しかし、中国情勢は不安定で、内戦がたびたび起こっていたが、幣原は「中国内政不干渉」を貫こうとし、満蒙権益保護のために軍事介入しようとする軍部と対立した。内政不干渉主義はいつもうまくいくとは限らず、幣原外交は「軟弱外交」として批判された。1927年4月から1929年7月までの田中義一内閣では、田中が外相も兼ね、幣原は野に下ったが、張作霖爆殺事件の処理の責任をとって田中内閣が総辞職し、浜口雄幸内閣になると、幣原は外相に返り咲

12) 幣原が外務大臣在職中にしばしば語ったということば（幣原平和財団編『幣原喜重郎』281頁参照）。

いた。

こうして第二次幣原外交が始まるのだが、外務次官には吉田茂を留任させた。幣原は吉田とはそりが合わなかったのだが、外交政策の継続性を重視してのことだった。幣原がまず取り組んだのは、1930年1月から3月まで開かれるロンドン海軍軍縮会議の準備であり、国際協調と緊縮財政を両輪とする浜口内閣にとって、軍縮は重要課題であった。幣原は、本省からの確な指示と訓令を与え、妥結に至ったが、批准をめぐる統帥権干犯問題が起こったが、なんとか乗り切って批准に漕ぎつけた。1930年11月に浜口首相が東京駅で狙撃されたとき、幣原はたまたまそこに居合わせた。浜口は緊急手術を受けたが、重体であり、幣原は臨時首相代理に任命された。浜口が結局救命されず死去したあと、1931年4月に若槻礼次郎内閣が成立し、幣原は外相に復帰したが、そのすぐあとに起こったのが満州事変である。

満州事変は、1931年9月18日関東軍の一部将校による満州鉄道線路（満鉄線）爆破事件（柳条湖事件）を契機に発生した侵略行為である。のちに、十五年戦争、アジア太平洋戦争のはじまりと呼ばれるようになるように、戦争のはじまりであった。幣原が事件を知ったのは翌9月19日の朝刊によってだが、すぐに登庁し、臨時閣議の召集を求めた。10時からの閣議で南陸相は関東軍の措置は自衛措置としたが、幣原は関東軍の計画性を疑わせる情報を示したことで、閣議は不拡大方針を決定した。

しかし、軍内部は統率がとれておらず、一枚岩ではなく、9月20日に関東軍は吉林への派兵を決め、朝鮮軍司令官の林銑十郎によって続々と朝鮮軍が派兵されていった。関東軍の暴走は止まらず、10月8日、軍用機が錦州を突如爆撃し、戦争が拡大した。国際連盟でも取り上げられ、日本政府は非難され、孤立した。幣原は、外務省内もまとめきれず、軍部の行動を止められず、満蒙第一を掲げる省内の亜細亜派と邦人保護、権益重視を求める世論の前で、国際協調、内政不干涉、経済外交という行動規範を押し通そうとする幣原外交は行き詰まり、12月11日若槻内閣は総辞職を決定し、幣原も12月13日付で外相を退いた。

こうして幣原の国際協調主義は挫折するのだが、国際協調の原理は貫いたと

言えよう。幣原外交は、陸軍軍人から政治家になり、外相を務めた田中義一の積極外交と対比され、軟弱外交とみなされ、軍部が暴走し、ナショナリズムが高まるなかで退場を余儀なくされた。幣原は外務官僚として職務に忠実であり、現実的な対応も求められる場面では、邦人保護のため軍の出動を認める現実的な対処もした。それは、国家官僚として当然のことだったのだろう。しかし、信頼や公正を重んじ、国際協調のなかでしか、つまり他国と協力しなければ、平和は実現できないと考えたことは、幣原独自の平和主義の原点となった。

外相退任後、失意のうちに14年間、隠遁生活を送ることになるのだが、その間、翼賛政治会への入会を拒否したり、空襲によって自宅を焼失したりする体験を経て、敗戦直後の民衆の厭戦感情に衝撃を受け、原子爆弾の出現を契機として次の戦争は人類の壊滅につながると考え、戦争をなくそうという思いを強めていった。こうして幣原は、日本が率先して戦争放棄・軍備全廃を行ない、戦争のない世界をつくっていくことを自らの使命と自覚し、平和主義者になったのだと思われる。

### 日本的デモクラシーの確立と平和国家建設

幣原は、日本に適合したデモクラシーを確立しなければならないと考えていた。それは、自前のデモクラシー、すなわち立憲君主制の下での民主政であり、幣原は天皇制を存続させる方向で考えていた。この点で注目すべきなのは、いわゆる「天皇の人間宣言」の英語草案を書いたのが幣原だったということである。1945年12月25日に首相官邸で幣原は昭和天皇に「命ぜられていた詔勅の起草に着手し、一生懸命に書いた。日本より寧ろ外国の人達に印象を与へたいといふ気持ちが強かったものだから、先づ英文で起草し、約半日かかってできた<sup>13)</sup>」のが、天皇の神格性を否定し、平和主義に徹し、豊かな文化と国民生活を向上させる平和国家を建設することの宣言であった。幣原が目指していたのは、「立憲君主制下での進歩的かつ民主的な体制」の構築（＝大多数の国民の意思）と「戦争の廃絶」（世界史的使命）であった。

13) 幣原平和財団編『幣原喜重郎』667-668頁。

つまり、「人間宣言」と平和憲法は接続していたのであり、平和国家建設という理念が共通している。これは、一人幣原だけの思いではなく、昭和天皇の了解も得たものであった。1月24日の会談の前後に天皇に会い、天皇制の保持と戦争放棄について協議しているので、昭和天皇は戦争放棄条項形成に至る隠れたアクターだったと言えよう。1月24日のマッカーサーとの会談で戦争放棄・軍備全廃の合意に達したが、その段階では、憲法の条文としてというよりも国家の基本原則、構成原理、骨組み（constitution）としてであったのではないかと思われる<sup>14</sup>。というのも、幣原自身は、憲法自体は帝国憲法を改正する方向で動いていたのであり、時間はかかっても、日本の歴史や社会の実情に合わせて、憲法をつくりかえていかねばならない、と考えていたからである。

### 3 憲法9条の制定過程と幣原

憲法9条の制定に至るまでにはさまざまな力が作用しているが、そのなかで幣原はどのような役割を果たしたのか。その前提として戦後日本の政治改革がどのように行なわれたのかを概観しておきたい。その際、戦後改革は、アジア太平洋戦争の敗戦による占領に起因しており、軍政下の改革であったことに留意しておかねばならない。

#### 日本の占領統治機構の性格

1945年8月14日に日本政府は、ポツダム宣言を受諾し、これに基づいて占領政策が行なわれていった。基本にあったのは、ポツダム宣言であり、これが超法規的な規範となり、原則的な方針はポツダム宣言のなかに書き込まれていた。

ポツダム宣言は、日本の民主化と非軍事化を目的とし、13項目から成るが、第10項では「……日本政府は日本国民における民主主義的傾向の復活を強化し、これを妨げるあらゆる障碍は排除するべきであり、言論、宗教及び思想の自由並びに基本的人権の尊重は確立されるべきである」と、第13項では、「日

---

14) 英語で会談がなされ、英語の constitution には日本語では区別される概念である「構成」「政体」「憲法」という意味があることに留意する必要がある。

本国国民が自由に表明した意志による平和的傾向の責任ある政府の樹立を求め、この項目並びにすでに記載した条件が達成された場合に占領軍は撤退するべきである」と書かれている。

日本占領は、連合国軍による占領だが、実際には、事実上アメリカの単独占領として開始された。アメリカ政府は、日本の既存の政府形態を利用しながら占領政策を遂行する間接統治方式をとった。日本国民の意思を尊重して、日本を非軍事化、非民主化していくことがポツダム宣言にも沿っていたし、アメリカの国益にもかかっていた。アメリカ政府は、日本の軍事的脅威をなくすとともに、アメリカ的価値を日本に植え付けようとした。

これは、ドイツが敗戦後、アメリカ、イギリス、フランス、ソヴィエト連邦の4カ国によって占領統治されたのとは、対照的である。というのも、占領期の日本の場合、日本が侵略し、多大の被害を及ぼした中国は、内戦状態に陥っており、ソ連は、日本に開戦するのが1945年8月9日と遅かったうえに、日本には天皇崇拝者が多く武装抵抗によって占領がうまく進まないという思惑から加わらず、中国・四国地方にイギリスが加わったが、ほとんどアメリカの単独占領になった。

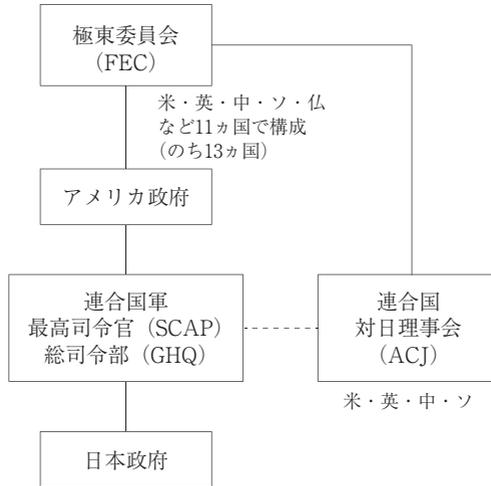
アメリカ政府が天皇制を残すことに決めたのは、天皇制が日本の安定的統治に必要だと考えたからである。憲法改正を急いだのは、ソ連やオーストラリアは天皇を戦争犯罪人として極東軍事法廷（東京裁判）にかけようとしていたので、極東委員会<sup>15)</sup>が1945年2月末に動き出す前に憲法改正の大枠を決めておきたかったからである。ただ、アメリカ国内では天皇裕仁を東京裁判にかけろという世論の圧力も強く、その可否は実質的にマッカーサーの判断に委ねられることとなった。

日本統治の基本方針立案を形成したのは、1944年12月に設置された、アメリカ政府機関である国務・陸軍・海軍三省調整委員会（SWNCC [スウィンク]）：

---

15) 極東委員会とは、敗戦国日本を連合国が占領管理するために設けた最高政策決定機関である。1945年9月に設置され、1946年2月26日にアメリカのワシントン D.C. で第1回会合が開かれた。議長国はアメリカであった。

図1 日本占領統治機構の略図



出所) ナスリーン・アジミ/ミッシェル・ワッセルマン  
『ベアテ・シロタと日本国憲法——父と娘の物語』小泉  
直子訳〔岩波ブックレット〕(岩波書店、2014年) 32頁

State-War-Navy Coordinating Committee) であり、占領に関わる政治的・軍事的諸問題の処理を目的とした軍事部門と民生部門との連合組織が、占領の指針を決めていた。1946年1月7日には、日本の憲法改正に関するアメリカ政府の指針を示す文書「日本統治体制の改革」(SWNCC-228)を承認し、1月11日にマッカーサーに伝達した。ここで注意すべきなのは、SWNCC-228には戦争放棄は含まれていなかったことである。逆に、「国務大臣ないし閣僚は、いかなる場合にも文民でなければならないということを要件とし、軍部を永久に文官政府に従属させるための正式の措置をとることが、望ましいであろう」と、軍部を文民統制の下に置くことが要請されていた。

日本の占領統治の中心となった連合国軍最高司令官総司令部 (General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers) は、ポツダム宣言を執行するために日本で占領政策を実施した連合国軍の機関であり、英語では SCAP、日本では GHQ という略称が用いられる。事実上は、アメリカを中心にした占領機関であり、アメリカ陸軍元帥だったダグラス・マッカー

サー（Douglas McArthur, 1880-1964）が最高司令官を務め、マッカーサーの意志が実質的な決定権限をもった。日本政府は、降伏文書に基づき、天皇および日本政府は最高司令官の支配下に置かれた。憲法改正（日本国憲法施行）までは帝国憲法（大日本帝国憲法）下にあった。

### 帝国憲法改正と幣原

憲法9条の制定は、帝国憲法改正の枠組みのなかで行なわれたのだから、帝国憲法改正に幣原がどのように立ち向かったかを明らかにしておかねばならない。1945年10月6日、幣原は天皇から組閣の大命を受け、10月9日内閣総理大臣に親命され、幣原内閣が成立した。外務大臣には吉田茂、文部大臣には前田多門、厚生大臣には芦田均が任命され、12月1日までは陸軍大臣、海軍大臣も置かれていた。同じ頃、アメリカ側では日本の政治体制の変革についての検討が始まっていた。10月11日に、幣原はマッカーサーと最初の会談を行なった。幣原は、マッカーサーから憲法改正を考慮すべきとの要請を受けたが、帝国憲法下でもポツダム宣言の履行は可能だと答え、消極的であった。マッカーサーは、婦人参政権、労働組合の奨励、教育・司法・経済の民主化を命じ、この五大改革指令をもとに戦後の民主改革が始まるのである。

しかし、幣原内閣は、内閣の外に置かれ、天皇を補佐する宮中の官職である内大臣府が独自に憲法改正作業を進めていることには不満をもっており、10月13日に商法学者として有名な松本烝治を中心に憲法問題調査委員会（いわゆる松本委員会）の設置を決定し、10月25日からスタートさせたのである。これは、名称からも分かるように、抜本的な改正を目指すものではなく、改正の必要があるか否かを検討することを目指すものだった。幣原内閣は憲法改正には消極的だったが、11月24日に内大臣府が廃止され、内外の情勢に促され改正に着手せざるをえなくなった。衆議院議員選挙法の改正などを主な議題として11月26日に召集される第89回帝国議会（臨時会）の会期中は委員会を頻繁に開けないことから、各委員がそれぞれ改正私案を起草して、検討することになった。

こうして政府も改憲に舵を切ったわけだが、松本は、12月8日の衆議院予算

委員会で憲法改正の原則として、① 天皇の統治権総覧の堅持、② 議会議決権の拡充、③ 国務大臣の議会に対する責任の拡大、④ 人民の自由・権利の保護強化の4原則を発表したが、天皇主権を温存しようという内容だった。一方、幣原は、同日、同委員会でポツダム宣言履行に関する質問に対して、日本の課題はポツダム宣言の忠実かつ完全なる履行にあり、ポツダム宣言は軍国主義を拭い去り、民主主義、平和主義、合理主義に基づいて日本を改革せんとするものであり、徹頭徹尾之を誠実に履行することは、連合国に対する条約上の義務や徳義上の義務にとどまらず、日本が進むべき唯一の道である旨、答弁している。また、幣原は、「現行憲法の発案を奏上するに至った動機」として、「国民が子々孫々その総意に反して戦争の渦中に引込れる如きことなきよう、的確な保障を設けるには、憲法の根本的改正によって国政に対する国民の指導権を強化するの外なきことを信じた」からだと書き残している<sup>16)</sup>。このように幣原自身は、徹底した民主化が必要だと考えていたが、幣原の思いとは裏腹に、憲法問題調査委員会には美濃部達吉、宮沢俊義、清宮四郎ら憲法学の権威者が入っていたにもかかわらず、天皇の地位を根本的に変更しようとする案は委員会からは公表されることはなかった。むしろ、憲法研究会案など民間で発表された憲法改正案のほうに、徹底的な民主化を望むものも少なくなかった。

幣原は時間をかけて自主的に帝国憲法の改正を行なわねばならないと考えていたが、2月1日の『毎日新聞』の第1面に突如として「憲法問題調査委員会試案」なるスクープ記事が掲載され、それは委員会の私案のなかでは比較的リベラルな内容だったが、天皇中心の統治体制に固執するもので、国民主権への転換を含むものではなかった。このスクープ記事の内容に衝撃を受けたGHQは、日本政府による自主的な憲法改正に見切りをつけ、独自の草案作成に踏み切ることになった。こうして、『毎日新聞』のスクープ記事をターニングポイントとして、帝国憲法改正の主導権は日本政府からGHQに移ることになったが、戦争放棄を定めた9条の制定過程に絞り、時系列を辿りながら条文形成に焦点を合わせて、戦争放棄条項が形成されていく過程とそのアクターを明らか

16) 幣原平和財団編『幣原喜重郎』620-621頁参照。

にしていきたい。

### 憲法9条の制定過程

憲法9条の制定には、次の3つの段階があった。

① 幣原—マッカーサー会談における戦争放棄と軍備全廃の合意から「マッカーサー・ノート」へ（1946年1月24日～2月3日）——二人の会談では、あとで述べるように、幣原が「戦争をなくす」という理想を語り、マッカーサーが感銘を受けたとされる。マッカーサー・ノートには「国権の発動たる戦争は廃止する。日本は、紛争解決のための手段としての戦争、さらに自己の安全を保持するための戦争をも、放棄する。日本はその防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。／日本が陸海空軍をもつ機能は、将来も与えられることはなく、交戦権が日本軍に与えられることもない」と書かれていた。

War as a sovereign right of the nation is abolished. Japan renounces it as an instrumentality for settling its disputes and even for preserving its own security. It relies upon the higher ideals which are now stirring the world for its defense and its protection.

No Japanese Army, Navy or Air Force will ever be authorized and no rights of belligerency will ever be conferred upon any Japanese force.<sup>17)</sup>

上記の原文を見てもわかるように、注目されるのは、「国権の発動たる戦争の廃止」、すなわち「戦争の廃止」（戦争の廃絶：abolition of war）という理念が表明されていることと、「戦争の廃止」と「自衛戦争も含む戦争の放棄」の文がピリオドで分かれていることである。このことが意味するのは、日本だけが戦争を廃止しても戦争はなくならないので、全世界的に廃止する、すなわち戦争を廃絶せねばならず、そのためには、日本が率先して戦争を放棄する、という論理構成になっていることである。

17) 高柳賢三ほか編著『日本国憲法制定の過程——連合国総司令部側の記録によるI』（有斐閣、1972年）98-100頁。

② GHQ 民政局での条文作成（2月4日～12日）——「国権の発動たる戦争は、廃止する。いかなる国であれ他の国との間の紛争解決の手段としては、武力による威嚇または武力の行使は、永久に放棄する。陸軍、海軍、空軍その他の戦力をもつ機能は、将来も与えられることはなく、交戦権が国に与えられることもない」と、条文化されている。

War as a sovereign right of the nation is abolished. The threat or use of force is forever renounced as a means for settling disputes with any other nation. No Army, Navy, Air Force, or other war potential will ever be authorized and no rights of belligerency [*sic*] will ever be conferred upon the state.<sup>18)</sup>

ここで注目されるのは、マッカーサー・ノートにおいて明記されていた「自衛戦争の放棄」が削除されている点である。このような変更がなされたのは、「重複を避ける」ためであり、自衛戦争も「国権の発動たる戦争」に含まれるからである。字句の明確化など、法律家的修正がなされた。もう一つ重要なのは「永久に」(forever)ということばが付け加えられ、恒久的な原理としても意味をもたせられたことである。ちなみに、GHQ 草案では戦争放棄を定めた条項は、第8条に置かれていた。

③ 日本政府および帝国議会における変更（2月13日～8月24日）——憲法改正も形式的には帝国憲法73条の手続きを経てなされた。ただ、戦前は貴衆両院と呼ばれ、天皇との距離（近さ）によって政治秩序が構成されていたが、国民主権を受け入れたこともあり、帝国憲法改正は衆議院が先議した。

国民主権を受け入れた以上、議会での審議が重要なのであり、4月10日の総選挙で第一党となった自由党（党首：鳩山一郎）が全議席の3分の1に満たなかったので、幣原内閣はすぐには退陣せず4月22日退陣表明したあとも、連立工作を続けた（実際には5月22日まで幣原内閣が続いたのである）。5月22日に吉田茂を総理大臣とする吉田内閣が組織され、幣原は国务大臣として入閣し、

18) 同上、243-244頁。

帝国議会においても憲法9条の政府解釈を方向づける働きをした。

憲法9条の原型は、①の段階で作られ、②と③の段階では意味の明確化が図られた。この過程で重要なのは、立法者の制定時の意思である。①の「マッカーサー・ノート」にあった自衛戦争の放棄が、②の段階で明文上省かれたことが問題になるが、そのことにより将来軍備を保持するための含みをもつようになったと民政局の草案起草者たちは考えていたかもしれないが、帝国議会での答弁では政府は、憲法9条は自衛戦争を否定していると明言しており（吉田茂、1946年6月28日、衆議院本会議）、また、③の段階での「芦田修正」や「文民条項」によって憲法9条の意味が転換させられたとは、当時の立法者は決して認識していなかったのである。

衆議院での審議では、衆議院帝国憲法改正案委員小委員会が設置され、1946年7月25日から8月20日までのあいだに13回にわたって秘密会で開かれ、各党派から提出された修正案を討議して、改正案の修正がなされた。憲法9条について言えば、第1項については「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」、第2項については「前項の目的を達するため」という文言が付け加えられた。第2項の修正は、憲法改正案特別委員会の委員長芦田均によってなされたもので、芦田修正と呼ばれ、憲法9条の解釈上の論議を引き起こしてきた。

この芦田修正については、自衛のための戦力であればもつことができるようにする意図が込められていたという言説がのちに流布されることになるが、審議録を読む限り、第1項の修正のほうが重視されていたこと、つまり、委員たちは「正義と秩序を基調とする国際秩序」の創設のために何ができるか真剣に考えていたことがわかる<sup>19)</sup>。また、第2項の修正については、小委員会での議論でもそのような意図は確認できない。そのことによって自衛のための措置を講ずることができるようになったとは、当時政府によっても、衆議院によってもまったく言明されていなかった。

---

19) 衆議院事務局編『第九十回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録』（衆栄会、1995年）85頁、90頁参照。

表1 憲法9条の制定過程

	憲法の制定過程	憲法第9条関連	内閣
1945年	7月26日	連合国「ポツダム宣言」を発表。	鈴木貫太郎内閣 (45年4月7日～ 8月15日)
	8月14日	日本政府、「ポツダム宣言」を受諾。	
	10月4日	近衛文麿公、マッカーサー連合国最高司令官を訪問、憲法改正の示唆を受ける。	
	10月11日	幣原喜重郎首相、マッカーサーを訪問、憲法改正の示唆を受ける。	
	10月13日	憲法問題調査委員会(いわゆる松本委員会)の設置を閣議決定。	
	10月27日	憲法問題調査委員会第1回総会。	
	11月8日	日本共産党、「新憲法の骨子」発表	
	11月21日	高野岩三郎、「日本共和国憲法私案要綱」起草。	
	12月26日	憲法研究会、「憲法草案要綱」発表。	
	1946年	1月7日	
1月21日		日本自由党、「憲法改正要綱」決定。	
①	1月24日	幣原・マッカーサー会談。	戦争放棄条項含まず。  幣原内閣(45年10月5日～46年5月22日)
	2月1日	毎日新聞が松本委員会案をスクープ。	
	2月3日	マッカーサーがGHQ民政局に日本国憲法草案作成を命令、同時に「マッカーサー・ノート」を手渡す。	戦争廃止(自衛戦争も含む)。 陸海空軍不保持、交戦権否定。
②	2月4日	ホイットニー局長、民政局員に草案作成の趣旨、作成の基本方針などを伝える。	戦争放棄。陸海空軍その他の戦力の不保持。交戦権否定。
	2月8日	憲法改正要綱(松本案)、GHQへ提出。	
	2月12日	民政局では最終案をマッカーサーに提出、承認を受け、総司令部案が確定。	
③	2月13日	ホイットニー民政局長らが、外務大臣公邸で、松本案を拒否し、総司令部案を提示。	修辞上の変更(「国際紛争を解決する手段として」、「国の交戦権」という表現が用いられる)。
	2月21日	幣原、マッカーサーと会談。	
	2月22日	閣議で幣原首相が会見内容を報告、GHQ案を基本に日本側の意向も入れ起案することで一致。	
	2月23日	日本社会党、「新憲法要綱」発表。	
	3月4日	松本国務相、総司令部案をもとに作成した「3月2日」案をGHQに提出。	
	3月5日	憲法懇談会、「日本国憲法草案」発表。	

幣原喜重郎と戦争放棄条項

1947年	3月6日	政府、「憲法改正草案要綱」を発表。		
	4月17日	政府、「憲法改正草案」を発表。		
	4月22日	枢密院、「憲法改正草案」の審議を開始。		
	6月8日	枢密院、「憲法改正草案」を可決。		
	6月19日	内閣嘱託金森徳次郎、国務大臣に任命、第90帝國議會で憲法問題についての説明に当たる。		
	6月20日	第90帝國議會開設、憲法改正案衆議院に提出。		
	6月28日	衆議院、憲法改正案特別委員会を設置（7月1日から審議を開始）。	第1項に「日本国民は、正義と秩序を基調する国際平和を誠実に希求し、」を入れ、第2項に「前項の目的を達するため、」（いわゆる芦田修正）を追加。	第1次吉田内閣（46年5月22日～47年5月20日）
	7月23日	衆議院特別委員会の質疑終了。		
	7月25日	衆議院、小委員会第1回会合（非公開、8月20日まで13回開催）。		
	8月24日	憲法改正案、衆議院本会議で修正可決。		
	8月26日	憲法改正案、貴族院本会議に上程。		
	9月24日	ホイットニー民政局長、シヴィリアン条項などの修正を申し入れ。		
	10月6日	貴族院本会議で修正可決。		
	10月7日	衆議院本会議で可決。		
10月29日	枢密院本会議で可決。			
11月3日	日本国憲法公布。			
5月3日	日本国憲法施行。			

こうして制定された憲法9条は、第1項「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と、第2項「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」とから構成されているが、第1項は非暴力原理を、第2項は非武装原理を表している。第1項は、自衛のためであれ、正義の実現のためであれ、すべての戦争行為を禁止したのである。しかし、第1項だけだと、戦争放棄の宣言として終わってしまうおそれもあるから、第2項で、戦力の不所持（戦争手段の保持の禁止）、交戦権の否定を付け加えたのである。憲法9条の制定過程から浮かび上がってくるのは、いかなる理由があっても戦争をしないという規範の確立である。

## 戦争放棄条項の起点

このような画期的な内容をもつ戦争放棄条項の形成は、占領下と外圧のもとでなされ、制定に至るまでにはさまざまな力が働いた。GHQ で原案が作られたことは事実だが、そのもとになっているのは、1946年1月24日の幣原—マッカーサー会談での合意である。憲法の条文としてかどうかは確定できないが、少なくとも国家体制の礎に戦争放棄を据えるという合意がなされたと考えられる。戦争違法化は世界史の流れであったが、それを一歩先に進め、戦力不保持、交戦権否認にまで進めたのは、どのような意志が働いたのだろうか。主要なアクターの役割をまとめておきたい。

憲法9条に限って言えば、重要なのは、マッカーサーの戦争放棄提案のベースになっているのは何かということである。日本軍の武装解除と日本の非軍事化は、連合国の占領目的であった。日本に限らず、旧軍を武装解除しない限り、戦闘は散発的に続く可能性があり、現代では、武装解除は紛争地でも行なわれる平和構築のプロセスの一つである。しかしながら、武装解除と新しい憲法のなかに戦争放棄を明記することは、根本的に違うことに注意しなければならない。現に、ドイツやイタリアの場合、基本法や憲法に戦力不保持が書き込まれたわけではなかった。また、「新しい憲法のなかに戦争放棄の規定を置くという構想は、アメリカ政府の指針に発するものではなかったし、また、総司令部が最初からいっていたものでもなかったのである<sup>20)</sup>」。

マッカーサーは、日本軍と戦った軍人であり、日本の軍国主義が戦争の原因だと認識し、日本における軍国主義の復活の根を断ちたいと考えていた。しかし、それだけで戦争放棄条項という画期的な理念が出てくるわけがない。日本の非軍事化を進めて、戦争放棄の規定に至るスプリングボードとなったのは、1946年1月24日に行なわれた幣原喜重郎とマッカーサーの会談である。そして、この会談の骨子が、マッカーサー草案のもとになっていると見られる<sup>21)</sup>。

20) 高柳賢三ほか編著『日本国憲法制定の過程——連合国総司令部側の記録によるⅡ』(有斐閣、1972年)43頁。

21) 同上、43-44頁参照。

1月24日の幣原—マッカーサー会談は、ほかのときの会談も同様だが、二人だけで約3時間にわたって英語で行なわれ、秘書官も同席していなかったため、その場に居合わせた第三者の証言が残っておらず、会談内容を正確に復元することはできない。そのため、さまざまな推論や憶測が生まれる結果になったが、この場で幣原のほうから「天皇制の保持」と「戦争放棄」を言い出したことは、両当事者の証言から明らかだけでなく、会談直後にマッカーサーから会談内容を聞いたGHQ 民政局長コートニー・ホイットニーが『日本におけるマッカーサー——彼はわれわれに何を残したか』（1957年）のなかで明言している<sup>22)</sup>。

1月24日の会談をめぐる幣原とマッカーサーとともに重要なのは、隠されたアクターとしての昭和天皇である。近年、公刊された文献では、『昭和天皇実録』の1946年1月25日の事項に、「幣原は、昨日連合軍最高司令官ダグラス・マッカーサーと会見し、天皇制維持の必要、及び戦争放棄等につき懇談を行った<sup>23)</sup>」と記載されている。同年1月21日には、幣原が天皇に奏上した事実も記されており<sup>24)</sup>、この二つの記載から、戦争放棄をマッカーサーと協議することについてこの時点で幣原は天皇の事前の了解を得ていたと推測される。

笠原十九司は、この論争に終止符を打つべく執筆したという『憲法九条と幣原喜重郎——日本国憲法の原点の解明』（2020年）のなかで1月24日の二人の会談を重視し、幣原は戦争放棄を憲法のなかに入れる意図をもって発案したが、当時の政治情勢、社会情勢のなかで自分が発案者であることを秘密にせざるをえなかった事情を明らかにしている<sup>25)</sup>。マッカーサー発案説に立つ論者もこの

---

22) ホイットニーは、1946年1月24日の二人の会談の直後マッカーサーから聞いた話として、幣原がその会談で新憲法が起草される際には戦争と軍備を永久に放棄する条項を含むよう提案した、と述べている（コートニー・ホイットニー『日本におけるマッカーサー——彼はわれわれに何を残したか』毎日新聞社外信部訳（毎日新聞社、1957年）91頁）。

23) 『昭和天皇実録』第10巻（東京書籍、2017年）23頁。

24) 同上、21頁。

25) 『憲法九条と幣原喜重郎——日本国憲法の原点の解明』第7章「マッカーサーとの「秘密会談」における幣原の憲法九条発案と「秘密合意」」235-298頁参照。

会談で幣原が戦争放棄の理想を語ったことは認めているので、憲法の条文としてかどうかは確定できない<sup>26)</sup>としても、幣原が自らの理想を言い出さなければ、憲法に戦争放棄、戦力不保持が採り入れられることはなかったことは確かである。幣原は、憲法問題調査委員会の憲法改正案を検討する臨時閣議（1946年1月30日）において軍規定の削除を求め、実際に、「松本丞治私案」（同年1月4日）とそれを要綱化した「憲法改正要綱」、すなわち甲案（同年1月26日）のなかにあった軍に関する規定は、「憲法改正案」、すなわち乙案（同年2月2日）のなかでは削除されている。

1月30日の閣議で帝国憲法改正について論議され、そこで「憲法問題調査委員会の考案及び松本私案を議したとき幣原さんは軍の規定たる憲法11条、12条を削ることを主張されており、その真意は判らないが、氏の考え方を知る有力な参考とはいえる<sup>27)</sup>」と、入江俊郎<sup>としお</sup>が証言している。入江は、帝国憲法改正の政府案作成に当たって法制局次長で立案の中心を担った人物である。軍関係の規定について、帝国憲法と日本政府内で作成された改正案を比較対照してみると、表2のようになる。

ここで、事実として確認しておきたいのは、1月4日の松本丞治案と1月26日の憲法改正要綱のなかに入っていた軍に関する諸規定が、2月2日の憲法改正案のなかではすっかり抜け落ちていることである。これは、前述したように、幣原が1月30日の閣議で削除を主張したからだとされる。いわゆる甲案には

26) 幣原が元枢密顧問官で幼年期からの親友の<sup>おおだいらこまつち</sup>大平駒槌に語ったところによると、幣原—マッカーサー会談において、幣原は、幣原内閣が最重視した天皇制の存続を真っ先に持ち出した。マッカーサーから協力の言質を得ると、世界から戦争をなくすという自らの理想論を述べ、世界に向けて日本が戦争をしないという声明をすると言ったとされる（大平駒槌「戦争放棄条項と天皇制維持との関連について」、大嶽秀夫編『非軍事化から再軍備へ』〔戦後日本防衛問題資料集、第1巻〕（三一書房、1991年）所収、66—67頁参照）。

27) 入江俊郎『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題——入江俊郎論集』（入江俊郎論集刊行会、1976年）104頁。入江は、1945年から46年にかけて内閣法制局次長、同長官、衆議院法制局長などを務め、帝国憲法改正の政府案の実質的な立案責任者であった。

幣原喜重郎と戦争放棄条項

表2 帝国憲法と憲法問題調査会の改正案の対照表

	大日本帝国憲法	憲法改正私案（1946年1月4日稿）＝松本丞治案	憲法改正要綱（1946年1月26日）＝甲案	憲法改正案（1946年2月2日）＝乙案
第11条	天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス	天皇ハ軍ヲ統帥ス軍ノ編制及常備兵額ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム	五 第十一条中ニ「陸海軍」トアルヲ「軍」ト改メ且第十二条ノ規定ヲ改メ軍ノ編制及常備兵額ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルモノトスルコト（要綱二十一参照）	削除
第12条	天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム	天皇ハ帝国議會ノ協賛ヲ以テ戰ヲ宣シ和ヲ講ス 前項ノ場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ帝国議會ノ召集ヲ待ツコト能ハサル緊急ノ必要アルトキハ議院法ノ定ムル所ニ依リ帝国議會常置委員ノ諮詢ヲ經ルヲ以テ足ル此ノ場合ニ於テハ次ノ会期ニ於テ帝国議會ニ報告シ其ノ承諾ヲ求ムヘシ	第12条に該当する記載なし	削除
第13条	天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス	天皇ハ諸般ノ條約ヲ締結ス但シ法律ヲ以テ定ムルヲ要スル事項ニ関ル條約又ハ国庫ニ重大ナル負担ヲ生スヘキ條約ヲ締結スルハ帝国議會ノ協賛ヲ經ヘシ	第十三条ノ規定ヲ改メ戰ヲ宣シ和ヲ講シ又ハ法律ヲ以テ定ムルヲ要スル事項ニ関ル條約若ハ国庫ニ重大ナル負担ヲ生スヘキ條約ヲ締結スルニハ帝国議會ノ協賛ヲ經ルヲ要スルモノトスルコト但シ内外ノ情形ニ因リ帝国議會ノ召集ヲ待ツコト能ハサル緊急ノ必要アルトキハ帝国議會常置委員ノ諮詢ヲ經ルヲ以テ足ルモノトシ此ノ場合ニ於テハ次ノ会期ニ於テ帝国議會ニ報告シ其ノ承諾ヲ求ムヘキモノトス	天皇ハ諸般ノ條約ヲ締結ス但シ此ノ憲法ニ於テ法律ヲ以テ定ムヘキモノトシタル事項ニ関ル條約又ハ国ニ重大ナル義務ヲ負ハシムル條約ノ締結ハ国会ノ協賛ヲ經ルヲ要ス
第20条	日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス	日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ役務ニ服スル義務ヲ有ス	八 第二十条中ニ「兵役ノ義務」トアルヲ「役務ニ服スル義務」ト改ムルコト	削除

出所) 国会図書館、デジタル図書館「日本国憲法の誕生 資料と解説 第2章 近衛、政府の調査と民間案」(<https://www.ndl.go.jp/constitution/>) をもとに筆者が作成

「軍」の規定はあるが、陸軍・海軍の規定はなく、天皇の統帥権の規定を削除させたのも幣原の意向による。乙案では、軍の規定も統帥権も規定も削除されている。甲案に残っているのも、国内の内乱に対処する治安警察のようなものとして、幣原自身は考えていた節がある。

その理由としては、軍の規定を削除したほうが、平和国家としての再出発を外に向けてアピールできるという側面もあったが、1月24日に幣原が戦争廃絶、軍備全廃の理想を語り、それをなんらかのかたちで憲法に組み込むという提案をし、マッカーサーが満腔の賛意を示し、二人のあいだで合意が成立したことによると考えることもできる。もちろん、この時点では幣原は、GHQのほうで草案作成に至ることになるとはまったく予見しておらず、憲法改正は時間をかけて、またGHQと協議しながら行なわなければならないと考えていた。

1月24日に幣原とマッカーサーのあいだでどのような話がなされたかは、前述したように、復元はできないが、幣原自身が戦前に公言していた「戦争なき世界の創造」、すなわち戦争廃絶の理想を語り、そのための方策として戦争放棄と軍備全廃を語ったと思われる。入江によると、幣原は首相就任以来、この1月24日の会談以前にも、1945年10月11日に初会見、10月14日に第二次会見、11月9日、11月24日にも会見をし、11月の会見では2回とも2、3時間話し合っている<sup>28)</sup>。幣原—マッカーサー会談はつねに二人だけで行なわれ、通訳なしの英語で行なわれたので、英語でどのような内容を語り合ったかを考えに入れないと、真実の解明には至らないであろう。1月24日の会談のあとでマッカーサー・ノートが書かれたことは明らかなのだから、逆に、マッカーサー・ノートから遡れば、1月24日に合意された内容が浮かび上がってくると考えられる。

### マッカーサー・ノートの解釈

マッカーサー・ノートは、1月24日の幣原—マッカーサー会談での議論をもとにしている。すなわち、そこで幣原が語ったのは、戦争のない世界をつくるという長年にわたって考えてきた理想である。幣原によれば、戦争廃絶

28) 同上、98頁参照。

(abolition of war) は、「一時的なものではなく、長い間僕が考えた末の最終的な結論というようなもの<sup>29)</sup>」であり、幣原のなかに確固として形成された信念であった。

マッカーサー三原則のうち、憲法9条の1項のもとになった第二原則の前段 (War as a sovereign right of the nation is abolished. Japan renounces it as an instrumentality for settling its disputes and even for preserving its own security. It relies upon the higher ideals which are now stirring the world for its defense and its protection.) で注目すべきなのは、abolish と renounce を区別して用いていることである。abolish (廃止する、なくす) は、renounce (放棄する) より強い意味をもち、「戦争をなくす」(戦争を廃絶する) という意思表示でもある。実際には、一国だけでは戦争をなくすことはできないので、戦争を廃絶するには、日本が、自衛戦争も含め、すべての戦争を放棄するとともに、戦争放棄・軍備不保持を世界に先駆けて行なう必要がある、ということである。

この abolish という単語は、平和主義の概念規定で使われることばであり、両大戦間において、平和主義が「戦争の廃絶は望ましいとともに可能であるという思想的立場<sup>30)</sup>」と定義されていたように、幣原は、戦争の廃絶という、平和主義の理念を述べたと考えられる。また、「今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる」というのは、国連創設による集団安全保障体制の構築を意味している。後段 (No Japanese Army, Navy or Air Force will ever be authorized and no rights of belligerency will ever be conferred upon any Japanese force.) では、陸海空軍の保持が認められないということと、交戦権が与えられることもないということを明記しているが、Japanese force を「日本軍」と

29) 平野三郎「平野文書」／「幣原先生から聴取した戦争放棄条項等の生まれた事情について」(憲法調査会事務局、1954年)、寺島俊穂(抜粋・解説)『復刻版 戦争放棄編——参議院事務局編「帝国憲法改正審議録 戦争放棄編」抜粋(1952年)』(三和書籍、2017年)付録、4頁。

30) *The Concise Oxford Dictionary of Current English*, Third Edition (1934), Oxford: Clarendon Press; Tokyo: Maruzen Company Ltd. 1937, p. 820.

訳すと、前の文と矛盾するので、「日本の実力機構」、つまり、警察や治安組織と解すべきである。しかし、誤解を生じやすいので、GHQ 草案では state (国家) と改められている。

ところで、前段の骨子となっているのは、① 戦争を廃止する、② 自衛戦争も放棄する、③ 集団安全保障に自国の安全を委ねる、という3点であり、いずれも幣原の思想と重なり合う。入江は、戦争放棄を定めた第9条の発案者が問題になったとき次のように回顧している。

「幣原さんは、当時、何回かマッカーサー元帥に会っておられる。その際、広島や長崎の原爆も話題となり、戦争の惨禍についても意見が交され、さうして、現在のような原子戦の時代になると、真に世界平和を希求するならば、絶対に戦争を行わず、武力を備えないことが、幣原さんの口から出たのではないだろうか。或いは、マッカーサー元帥の方から云い出したのかもしれないが、それは直ちに幣原さんの深い共鳴の言葉をもって報いられたにちがいない。

なぜ、こんな想像をするかといえば、幣原さんはいつも云っていた。「自衛戦争の名において、いかに多くの侵略戦争がなされたことか。どこの国が、自国は侵略戦争をするというであろうか」と。

これは外交官として長く国際場裡に生活された幣原さんの体験から生れた真実の言葉であつたらう。これをいうときの幣原さんのするどい語気といい、眼つきといい、本当に真剣なものを感じさせたのである。それと、もう一つ。

幣原さんは、憲法改正草案要綱発表後、昭和21年3月20日に、枢密院で、非公式ではあつたが、はじめて政府としてその要綱を説明したことがある。その時、この戦争放棄について「戦争放棄は正義に基く大道で、日本はこの大旗をかかげて国際社会の原野をひとり進むのである。……原子爆弾の発明は、世の主戦論者に反省を促したが、今後、更にこれに数十倍幾百倍する破壊力ある武器も発明されるであろう。今日のところ世界はなお旧態依然たる武力政策を踏襲しているが、他日新たなる兵器の偉力により短時間のうちに交戦国の大小都市ことごとく灰燼に帰する惨状を見るに至れば、その時こそ諸国は漸く目覚めて戦争の放棄を真剣に考えるであろう。その頃は、私はすでに命数を終わって墓場の中に眠っているであろうが、その時、私は、その墓石の陰から、後をふ

りかえて、諸国がこの大道につき従ってくる姿を眺めて喜びとしたい」と述べ、同様のことをその数日前の外人記者会見の際にも述べておられる。

こんなつきつめた言葉は、決して、一時の思いつききで出るものではない。……<sup>31)</sup>」

要するに、①の「戦争の廃止」、すなわち「戦争の廃絶」は、幣原の理想としていたことであり、マッカーサーもそれに共鳴したということである。軍人であればこそ、戦争の実相を知っており、戦争の余波が残り、原子爆弾の実戦使用とその惨禍に直面していたので、幣原の理想に同調したのだと思われる。

②の「自衛戦争も放棄」については、幣原は満州事変の際の外相であり、満州事変が自衛の名のもとで行なわれたことをよく知っていたことも一要素であったと考えられる。また、不戦条約発効時の外相でもあった<sup>32)</sup>ので、不戦条約の抜け道が自衛権であることはよく分かっていたからであろう。要するに、戦争の根を法的に絶つには自衛戦争の放棄まで含めないと意味がないことを自覚していたと思われる。③の「集団安全保障体制の構築」については、原爆の出現ということが大きく影響していると思われる。幣原は、米ソの入らない国際連盟には懐疑的だったが、米ソも入った国際連合体制をもとに世界人類の安全保障を考えていくのが現実的だと認識していた。

## GHQ 民政局での草案作成

GHQ 民政局のスタッフは総勢25名で、朝鮮部門を除いた21名が GHQ 草案の起草に当たった。GHQ 草案起草委員会は、全体を統括する「運営委員会」と立法権、行政、司法権、人権、地方行政、財政、天皇・条約・委任事項を担

---

31) 入江俊郎「幣原さんと戦争放棄」『時と法令』1952年3月3日号（通巻第51号）26頁。

32) 戦争放棄という理念は、すでに1928年の不戦条約によって宣言され、不戦条約締結時の首相兼外相は田中義一だったが、幣原は1929年の批准直後に外相を務め、その内容は充分知るところであった。しかし幣原は、戦争放棄は国際紛争を解決する権限のある国際司法裁判所が設立されなければ、現実性がないと考えていたし、米ソが加盟していない国際連盟にも過大な期待をすることはなかった。

当する7つの「小委員会」と前文担当で構成されていた。彼らの多くはニューディーラーであり、リベラルな考え方の持ち主だった。マッカーサーの命令によって始まった仕事だったが、「だれもが大いに楽しんで仕事をし」、「実に愉快地働いていたらしい」。起草者のなかには「政治学関係の分野」の者もいて、こういう人たちには「ユートピア建設の設計図をつくりあげてみたい」という気持ちが働いていたという<sup>33)</sup>。

1週間という短期間で草案作成（2月12日までの9日間という要請だったが、実際には2月10日までに一通り作成し、マッカーサーに提出している）が可能だったのは、マッカーサー三原則とSWNCC-228によって憲法改正の原則が示されていたことと、各委員会に作成の全面的責任を与える分業システムがとられたことによる。各委員会は、アメリカの独立宣言や各州憲法、ワイマール憲法やフランス憲法、ソ連憲法などの社会主義憲法、日本側の各種の草案、とくに憲法研究会案をじっくり検討した。

ホイットニーは、マッカーサーの最側近で、マッカーサー三原則（天皇制保持、戦争放棄、封建制度の廃止）の実質的発案者の一人であった。チャールズ・ケイデイスは、民政局行政課長で、憲法起草の中心人物であり、憲法9条を担当した。マッカーサー三原則にあった「自己の安全を保持するための手段としての」という文言を削除したのは、ケイデイスである<sup>34)</sup>。人権に関する小委員会に所属し、24条の男女平等を憲法に書き込んだ、22歳の女性ベアテ・シロタは、持ち前の語学力と調査能力を活かして、資料集めに奔走し、女性の権利を導入した憲法を作ろうと奮闘したのである。シロタの伝えるところによれば、会議で「民政局としては、憲法の起草にあたって、構成、見出し、その他の点で、現行の大日本帝国憲法にならうものとする<sup>35)</sup>」と言われたが、草案起

33) 竹前栄治／岡部史信『憲法制定史 第一巻 憲法は押しつけられたか』〔小学館文庫〕（小学館、2006年）179頁参照。

34) 同上、290頁参照。

35) ベアテ・シロタ・ゴードン『一九四五年のクリスマス——日本国憲法に「男女平等」を書いた女性の自伝』構成／文：平岡磨紀子〔朝日文庫〕（朝日新聞出版、2016年）174頁。

草委員会では、自由闊達な論議のなかで、帝国憲法の形式は踏まえながらも、内容を根底的に転換する草案の作成に着手し、「密室の9日間」と言われるように、民政局での原案作成はきわめて短期間で行なわれ、2月12日にはGHQ草案が完成した。

### 日本政府の対応

2月13日にGHQは、麻布の外務大臣官邸で、2月8日に松本丞治が提出した「憲法改正要綱」とその説明書の拒否を日本政府に伝え、GHQ草案を日本側に提示した。吉田茂や松本丞治ら日本側の反応は、驚き以外の何ものでもなかった。日本政府首脳最大の関心事は天皇制の存続であったが、天皇を統治権者からシンボルに格下げすることへの抵抗感が大きかった。アメリカ側は、すでにこの時点で天皇を訴追しないという方針は決まっていたが、そのことは言明せず、天皇を戦犯として取り調べるべきだという他国の圧力が強いので、この案を拒否したら天皇訴追という最悪のシナリオもありうると示唆し、もしGHQ草案を拒否するなら、国民に公表すると言って圧力をかけた。その際ホイットニーは、マッカーサーは、「憲法問題は総選挙よりかなり前に国民に示されるべきであり、かつ国民は憲法改正問題につき自由にその意思を表明する機会を十分に与えられるべきだ」と確信しており、憲法改正案の提出は日本政府が行ない、最高司令官はそれを支持するという用意があり、もしそれがなされなかった場合は、必要ならこの案を日本国民に提示するつもりだ、と伝えた<sup>36)</sup>。したがって、日本政府に圧力をかけたことは事実だが、もし憲法問題調査委員会で検討している案のほうがよいと確信するなら、双方を公表する方法もあったわけであり、「押しつけ」とは言えないだろう。吉田らは、その場で返答できるわけもなく、総理大臣に伝え、検討してから返答するということになった。

これは、日本政府にとって予想しない事態だった。吉田は、幣原首相に報告

---

36) 塩田純『9条誕生——平和国家はこうして生まれた』(岩波書店、2018年)131-135頁参照。

するとともに、終戦事務局参与だった白洲次郎に GHQ への説得の任に当てた。白州は、翌13日、14日にホイットニーを訪ね、15日には「ジープ・ウェイ・レター」と呼ばれる手紙をホイットニーに宛てて出した。この書簡は、日本側も立憲的民主体制を目指している点では、GHQ と同じであり、ただそこに到達する道が曲がりくねっているだけだ、という内容<sup>37)</sup>だが、これは、憲法改正はかなり時間をかけて協議しながら行なっていくべきという幣原の考えとも符合する。しかし、GHQ の側には急ぐ理由があった。極東委員会が動き出す前に日本の統治体制の枠組みを決定し、安定的な占領支配を行なうとともに、民主的世界の一員にしようとしたことである。天皇制を利用するためには、天皇の戦犯訴追を回避しなければならず、民主的な平和国家としての再出発を国際的に印象づける必要があり、そのためには極東軍事裁判が始まる前に天皇の地位を確定しておかねばならなかった。

幣原にしても、天皇制の存続を内閣の使命だと考えていたことは事実だが、同時に、憲法改正に当たって戦争放棄・軍備全廃を実現することを計ったと見られる。幣原は、民主的な天皇制と平和国家建設を新生日本の国家原理としようとしていた。そのため、GHQ、天皇、閣僚、国民の同意を得なければならぬという状況に置かれていた。ただ、GHQ 草案を受け入れるか否かで、2月19日に開かれた閣議は紛糾した。幣原は、マッカーサーの真意を聞くべく、2月21日にマッカーサーと会談し、大筋で合意した。このときも二人だけで3時間ほど話し合い、象徴天皇制と戦争放棄の二つは変更できないが、ほかの条文については日本側での修正も可能という言葉を得た。幣原は、憲法論議2日目となる2月22日午前の閣議で、マッカーサーとの会談内容を報告した。『芦田均日記』の2月22日の事項には、幣原が伝えたマッカーサーの発言内容が記載され、これがマッカーサー発案説の根拠とされてきたので、検討しておこう。これは、芦田が幣原—マッカーサー会談の要旨を幣原の発言をもとに書き記したものである。

---

37) 同上、136—137頁参照。

「MacArthur は先づ例の如く演説を初めた。<sup>ママ</sup>「吾輩は日本の為めに誠心誠意  
図って居る。天皇に拝謁して以来、如何にもして天皇を安泰にしたいと念じて  
いる。……吾等が Basic forms <sup>ママ</sup>といふのは草案第1条と戦争を抛棄すると規定  
するところに在る。(第1条に)主権在民を明記したのは、従来の憲法が祖宗  
相承けて帝位に即かれるといふことから進んで国民の信頼に依って位に居られ  
るといふ趣意を明かにしたもので、かくすることが天皇の權威を高からしめる  
ものと確信する。

又軍に関する規定を全部削除したが、此際日本政府は国内の意嚮よりも外国  
の思惑を考へる可きであって、若し軍に関する条項を保存するならば、諸外国  
は何と言ふだろうか。又々軍備の復旧を企てると考へるに極っている。

日本のために図るに寧ろ第2章(草案)の如く国策遂行の為にする戦争を抛  
棄すると声明して日本が Moral Leadership を握るべきだと思ふ)。

幣原は此時語を挿んで leadership と言はれるが、恐らく誰も follower と  
ならないだろうと言った。

MacArthur は、

「followers が無くても日本は失う処はない。之を支持しないのは、しない者  
が悪いのである。松本案の如くであれば世界は必ず日本の真意を疑って其影響  
は頗る寒心すべきものがある。かくては日本の安泰を期すること不可能と思ふ。  
此際は先づ諸外国の Reaction に留意すべきであって、米国案を認容しなければ  
日本は絶好の chance を失ふであろう」。

第1条と戦争抛棄とが要点であるから其他については充分研究の余地ある如  
きの印象を与へられたと、総理は頗る相手の態度に理解ある意見を述べられた。

幣原男は MacArthur に対し、主義に於て両案には相違なし、先日の案は松  
本氏が纏めた tentative の案であって My mind is opened to criticism と述べ、  
篤と松本氏より説明を聴かれたしと言った。……<sup>38)</sup>」

この時点ではまだ GHQ 草案の日本語訳ができておらず、閣議では英語の原  
文しか配布されなかった。その点に注意して、上記の『芦田日記』の記載を読  
まねばならない。そこで配られた戦争放棄条項の原文は前述したとおりである。

---

38) 芦田均『芦田均日記』第1巻(岩波書店、1986年)78-79頁。

前段は「国家の主権的権利としての戦争の廃止」と「他国との紛争解決のための武力行使の永久放棄」を意味する二つの文から、後段は「戦争廃止」と「武力行使放棄」から成り立ち、「紛争解決のための武力行使」は前年の1945年10月24日に発効した国連憲章における「紛争の平和的解決」が念頭にあった。ただ、国連は自衛や制裁の武力行使を認めているので、日本は国連憲章より一歩も二歩も進めたかたちになっている。

『芦田日記』のなかで、マッカーサーが「日本のために凶るに寧ろ第2章(草案)の如く国策遂行の為にする戦争を抛棄すると声明して日本が Moral Leadership を握るべきだと思ふ」と言ったと伝えているのは、日本が率先して戦争廃絶に向けてのリーダーシップをとるべきだという意味であり、それに応えて幣原が「leadership と言はれるが、恐らく誰も follower とならないだろうと言った」としたら、どの国も「戦争廃絶条項」を採り入れることはないという現実主義的な判断からだと思われる。

これを現在の視点から見ると、すなわち憲法9条の戦争放棄規定から遡って考えると、誤解を生じることになる。なぜなら、その時点では「戦争廃絶条項」だったからである。もし戦争放棄ということなら、1928年の不戦条約が正式には「戦争抛棄ニ関スル条約 (the General Treaty for Renunciation of War as an Instrument of National Policy)」であり、採り入れている国も多いので、フォロアーがいないということにはならないのであり、この英文では戦争廃止のほうを言っていたのである。先に述べたように、これは「世界人類とともに戦争なき世界」を創造するという幣原の理想に合致する。つまり、「戦争のない世界」をつくるために戦争を放棄するということであった。また、戦争放棄を規定した国は日本以外にもあるが、自衛措置は認めているのが通例であり、それまで否定している点に憲法9条の特徴がある。陸海空軍だけでなくその他の戦力も否定したのは、名称を変えて軍装備をもつことも禁止し、この規定を徹底したからである。

この閣議では、天皇の規定と戦争放棄について疑問や反対意見が出されたものの、マッカーサーの意向を知っていた幣原は、象徴天皇と戦争放棄は基本原

幣原喜重郎と戦争放棄条項

表3 戦争放棄条項の条文案の変遷

	GHQ 草案 (1946年2月13日)		帝国憲法改正案 (1946年3月2日案)		帝国憲法改正案 (衆議院に提出、1946年6月20日)		日本国憲法 (1946年11月3日制定)
第2章 戦争ノ廃棄 第8条	国民ノ一主權トシテノ戦争ハ之ヲ廃止ス他ノ国民トノ紛争解決ノ手段トシテノ武力ノ威嚇又ハ使用ハ永久ニ之ヲ廃棄ス 陸軍、海軍、空軍又ハ其ノ他ノ戦力ハ決シテ許諾セラルルコト無カルヘク又交戦状態ノ權利ハ決シテ国家ニ授与セラルルコト無カルヘシ	第2章 戦争ノ廃止 第9条	戦争ノ国權ノ發動ト認メ武力ノ威嚇又ハ行使ヲ他國トノ間ノ争議ノ解決ノ具トスルコトハ永久ニ之ヲ廃止ス。陸海空軍其ノ他ノ戦力ノ保持及國ノ交戦權ハ之ヲ認メズ。	第2章 戦争ノ拋棄 第9条	國の主權ノ發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力ノ行使は、他國との間の紛争ノ解決ノ手段としては、永久にこれを拋棄する。陸海空軍その他の戦力は、これを保持してはならない。國ノ交戦權は、これを認めない。	第2章 戦争ノ放棄 第9条	日本國民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權ノ發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力ノ行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項ノ目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國ノ交戦權は、これを認めない。

出所) 国会図書館、デジタル図書館「日本国憲法の誕生 資料と解説 第2章 近衛、政府の調査と民間案」をもとに筆者が作成

則だが、それ以外は妥協の余地はあると発言し、それに追従する閣僚もあり、GHQ 草案を基本にしてできる限り日本側の意向を採り入れるかたちで進めるということ同意した。この閣議を受けて幣原は、吉田と一緒に同日午後、天皇に拝謁し、これまでの経過を奏上し、GHQ 草案を提出した。天皇は、躊躇なく「これでいいじゃないか」と言ってお了解した。こうして、幣原の決意は固まり、幣原内閣は政府案作成に取りかかることになった<sup>39)</sup>。天皇制を存続させるには戦争放棄を受け入れるしかないというのが、閣僚の共通理解であったが、幣原のほうから見れば、マッカーサーと天皇を動かして、平和国家の基本枠組みを構築する試みに乗り出すことに成功したということである。

39) 『9条誕生——平和国家はこうして生まれた』139-143頁参照。

### 幣原とマッカーサーの役割

憲法9条制定過程のなかで重要なのは、幣原とマッカーサーがどのような役割を果たしたかという客観的な事実の解明と、戦争廃絶に向かうべき人類史の流れのなかで憲法9条を捉えなおすことである。

政治思想の観点からは、幣原はヘーゲルが『歴史哲学講義』のなかで述べた「世界史的個人」の役割を果たしたと言える。「世界史的個人」は、世界史的使命を体現し、「理性の狡知」を働かせ、一般的理念の実現を自らの使命と考える行為者のことである。ヘーゲルのいう「世界史的個人」とは、一般的理念の実現を自らの使命と考える人間であり、世界史的使命を体現し、理性の狡知を働かす。ヘーゲルによれば、「こうした個人は、目的の設定にあたって理念を意識しているわけではない。かれらはむしろ、実践的かつ政治的な人間です。が、同時に、かれらは思考の人でもあって、なにかが必要であり、なにかが時宜にかなっているかを洞察している。洞察されたものは、まさに、その時代とその世界の真理であり、時代の内部にすでに存在する、つぎの時代の一般的傾向です。かれらの仕事は、世界のつぎの段階に必ず現われるこの一般的傾向をみてとり、それを自分の目的とし、その実現に精力をかたむけることです。だから、世界史の人間、ないし、時代の英雄とは、洞察力のある人びとと考えるべきで、その言動はその時代にあって最上のものです<sup>40)</sup>」。

これに対し、マッカーサーは、ルソーの『社会契約論』のなかの「立法者」の役割を果たしたと言える。ルソーの説明によれば、立法者とは「施政者でも主権者でもなく、その職責は国家を組織することであり、国家の構成のなかには位置をしめない<sup>41)</sup>」存在である。ルソーによれば、法の制定を外国人に依頼するのは、大部分のギリシア都市の習慣であった。法律を起草する者は立法権をもつべきでない、立法には、人力を超えた計画、それを遂行するための無に

40) ヘーゲル『歴史哲学講義』(上)長谷川宏訳(岩波文庫、1994年)59頁(傍点はヘーゲル)。

41) ジャン=ジャック・ルソー「社会契約論」(1762年)井上幸治訳、『ルソー』〔世界の名著30〕(中央公論社、1966年)所収、263頁。

等しい権威が必要だというのが、ルソーの洞察である。表面には出てこないが、背後から公共的意志を働かせ、全体のためによりよい法を制定する存在である。マッカーサーの意を受けた GHQ 民政局のスタッフは、よい憲法をつくろうと懸命に努力したのである。

天皇制を保持するために戦争放棄が採り入れられた側面があったとしても、1月24日の幣原—マッカーサー会談で、幣原が自らの理想を言い出さなければ、戦争放棄、戦力不保持にまで踏み込むことはありえなかったと言える。第一次世界大戦後、戦争廃絶という理念が生まれ、不戦条約に結実する戦争違法化の流れが始まったが、幣原は、このような時代精神のもとで、外相として軍縮交渉に当たった。軍部の抵抗に遭いながらも、国際協調外交を推し進め、満州事変の拡大に反対し、14年間の隠遁生活を送ることになったのであり、さまざまな出来事を経て平和主義者になっていったのである。

#### 「理性の狡知」の働かせ方

1月24日に戦争放棄・軍備全廃の合意が二人のあいだでなされたわけであるが、その一つの現れとして、幣原は、閣議において政府の憲法案作成に当たって、軍備の規定を外させている。幣原は、軍の規定をなくすことによって天皇の戦争責任や退位につながらないという論法で閣僚たちを説得した。しかし、松本甲案が2月1日に毎日新聞にスクープされ、その旧態依然たることに驚いたマッカーサーは、幣原とのあいだで意気投合したことをもとに新憲法の三原則を示し、GHQ 民政局で憲法草案が作成されるという経緯を辿ることになるのである。

幣原は、戦争放棄・軍備全廃のために「理性の狡知」を働かせたが、それにとどまらず、次のような点にも幣原の知恵が生かされたと見ることができる。

① 日本政府は、日本側の対案の第1条を「天皇は日本国民の至高の総意」に基づく象徴と改めた。この「至高の総意に基づく」という表現は幣原の発案であり、日本に日本的な民主政を根づかせようという意図が込められていた。「総意」とはルソーのいう一般意志のようなものであり、全員一致を求めるも

のではなく、大多数の国民の意志であり、しかも公正な意志である。ルソーの一般意志が、共同審議と定期集会を経て投票によって表出されるように、慎重な熟議と一人ひとりが自律した判断を下すというプロセスを踏まなければならない。「総意に基づく」ということは、国民の大多数の意思によって廃止することもできるということである。

② 憲法改正を各院での投票だけでなく、国民投票で行なうようにしたのは幣原の功績である<sup>42)</sup>。これは、民間の憲法改正案にもなかった規定である。人民主権を具現化するための規定であり、イギリスの立憲民主制にもない規定である。

③ GHQ との協議を経て3月6日には幣原内閣として憲法改正草案要綱を発表しているが、このときに幣原は戦争放棄に力点を置いた談話を発表し、3月20日に非公式だが政府としてその要綱を説明したときに切々と戦争放棄の意義を訴え、支持を得るために全力を注いだ。

④ 幣原内閣は、戦争原因と戦争責任を自らの手で調査し明らかにするために1945年11月に戦争調査会（設立時の名称は大東亜戦争調査会）を設置し、幣原が総裁になっているが、これは、1946年9月30日に廃止に追い込まれた。これも、自らの手で再び戦争を起さぬ「平和国家」の構築、デモクラシーの構築が必要だと考えたことによる。

⑤ 幣原は、総理大臣時代に公職追放された貴族院の議員を補充するための勅選議員として各界の権威者や学界の英知を推挙した<sup>43)</sup>ことが、結果的に、貴族院での充実した、迫真の討議につながったのである。

---

42) 『増補版 幣原喜重郎——外交と民主主義』283頁参照。

43) 幣原平和財団編『幣原喜重郎』607頁参照。貴族院の勅選議員には、長谷川如是閑、山本有三、武者小路実篤、佐々木惣一、南原繁、高柳賢三、牧野英一らが選出された。帝国憲法改正の審議に当たり、戦争放棄条項に関しては、佐々木、南原、高柳、牧野ら貴族院議員と憲法担当国務大臣の金森徳次郎や国務大臣の幣原とのあいだで迫真の討議がなされた。

#### 4 幣原の戦争廃絶論

これまで述べてきたことから明らかなように、憲法9条制定の過程は1946年1月24日が起点になっていたが、そもそも幣原が1月24日に戦争放棄の所感を述べるに至った真意はどこにあったのだろうか。幣原は政治家であり、戦争放棄が意味するところを知らなかったはずはない。南原繁が1946年8月27日に貴族院本会議で問題提起したように、主権国家の戦争遂行権と軍備を放棄することは、「国家としての自由と独立を自ら抛棄したものと選ぶ所はない」と考えるのが、首相としては自然なことである。幣原自身、協調外交を行ない、満州事変など侵略行為に反対し、長年追放状態に置かれたが、当時から絶対平和主義者だったわけではない。しかし、長年の隠遁期間に彼の平和主義思想は確固としたものとなっていき、とくに終戦後電車のなかで体験した民衆の厭戦感情がもとになって戦争放棄および軍備の廃棄を決意するに至ったと見られる。

#### 戦争と文明の対置

憲法9条を戦争廃絶の思想の現れとして読むと、幣原の平和思想のなかに憲法9条の理念を裏づける思想が現れている。幣原の平和思想を知るには、『外交五十年』のほかにも側近の政治家、平野三郎が幣原からの聞き取りをもとに著した著作や帝国議会などでの国務大臣としての幣原の発言があり、それらを中心に幣原の戦争廃絶論を明確化しておきたい。

平野三郎「制憲の真実と思想——幣原首相と憲法第九条」（1964年）のなかには、戦争の本質についての幣原のことばが伝えられている。幣原の思想のなかできわめて重要だと思われるのは、戦争と文明を対峙させていることである。

幣原は、「戦争とは集団的殺人のことである。個々の殺人は既に人間に於て罪悪である。ただ殺人が集団的に行なわれる場合にのみ、戦争と称して合法化しているに過ぎない。一度殺人が合法化されると、より多く殺す程賞められて英雄になるという奇妙な矛盾を呈する<sup>44)</sup>」と語っている。戦争の本質を集団殺

44) 平野三郎「制憲の真実と思想——幣原首相と憲法第九条」（1964年）、深瀬忠一

人とみなし、二重の道德規範を克服しようという思想は、両大戦間の平和主義の特徴であり、幣原がそのような平和主義を継承していたことが重要である。

幣原は、戦争の原因が、クラウゼヴィッツが言うように政治にあるとか、マルクスが言うように資本主義にあるという考えには与せず、生物進化から戦争の原因を考える。ダーウィンの進化論に核心があるとする。幣原によれば、人間は生まれたときから生き延びるために競争し〔争い〕、同時に外敵と競争する〔戦う〕ために仲間で相互扶助しなければならなかった。生存競争と相互扶助の関係が次第に規模を大きくしていき、人間はその過程を通じて進化してきた。そうすると、戦争と平和は生存競争と相互扶助の関係であり、両方とも人間の本質であり、人間がこの法則から逃れられないのだとしたら、人間は原子爆弾という「究極兵器」の発達により、絶滅への道を歩んでいるということになるが、人間は哲学によってこの苦境から逃れねばならないとする。もちろん、目標は「戦争のない世界」の実現にあり、それは「生存競争」と戦争を区別することによって可能になるのだという<sup>45)</sup>。つまり、競争はなくなりますが、戦争を競争に代替させていく道を探れということである。

スパルタカスの競技は生死を賭けたものだったが、殺人を目的としない、スポーツという競争の形式が、次第に生み出されていったように、たとえば、月の探検競争のように平和的生存競争の形式を生み出していけばよいということである。その際、平和の哲学として重要なのは、戦争を文明の敵として、相互に協力して戦争の克服のために闘っていこうという認識である。憲法9条に込められた思想は、日本が先頭に立って「戦争のない世界」を構築していく使命をもったということである。

幣原は、帝国議会での審議においても、原子兵器が出現した時代状況のなかで、戦争が文明に対立するものであり、人類の文明の持続のためには戦争の廃絶が必要だと説いた。刑法学者で勅選議員の牧野英一は、1946年8月27日の貴族院本会議で「先程幣原国務大臣が、文明が戦争をなくするか、戦争が文明を

↘編『戦争の放棄』〔文献選集日本国憲法第3巻〕(三省堂、1977年)所収、51頁。

45) 同上、46-51頁参照。

なくするか、こういう関係に今立って居ると仰せられた。其の御言葉が私は非常に名言であると思ひます。そうして我々は其の一つの意気込の下に戦争の抛棄をするなら、我々が戦争を抛棄するなどという弱い言葉でなくて、戦争と云うものそれ自体を否定するというようなところまで行くという勇氣はないものでございせんか」と、「戦争の放棄」を「戦争の否定」に変えることを提言している。幣原は、このような共通認識の形成に多大な貢献をなしたと言える。

### 世界政府への道

幣原は「戦争をなくするには国家間の紛争を平和的方法で解決しなければならぬ。平和的方法とは武力によらないことだから、武力を持たないのが一番確実な保証である。だが世界が全く武力を持たないという真空状態を考えることはできない<sup>46)</sup>」ので、武力の統一をなす必要があるとした。武力の統一は交戦権の統一であり、世界政府が樹立されない限り不可能である。

幣原によれば、「勿論世界のすべての国家がその主権を捨てて一つの政府の傘下を集るようなことはほとんど空想であろう。だが少なくとも交戦権が一個に集中された状態、すなわち何らかの形で世界政府でなければ戦争なき世界は考えられない。つまり或る協定の下で軍縮が達成され、その協定を有効ならしむるために必要な国々が進んで且つ誠意をもってそれに参加している状態、この条件の下で各国の軍備が国内治安を保つに必要な警察力の程度にまで縮小され、国際的に管理された武力が存在し、それに反対して結束するかも知れない如何なる武力の組み合わせよりも強力であること、という世界である<sup>47)</sup>」。そういった世界は歴史上存在した——ローマ帝国もそうだが、徳川幕府下の日本にとって日本即世界の状態にあったので、交戦権の統一によって平和を築いた——が、自由の抑圧によるものであった。「常に自由を求めてやまない」こ

---

46) 同上、51頁。

47) 同上、51-52頁。戦後、賀川豊彦、尾崎行雄らを中心に世界連邦運動が広がったが、幣原も世界連邦運動に関わり、1950年には世界連邦建設同盟の顧問に就任している。

とに人間の本質があるので、正しい世界政府への道を歩まないとならないのだとする。しかし、それはすぐに実現できるとは思えないので、日本が戦争放棄・無軍備国家として世界の先駆けになるという考え方である<sup>48)</sup>。

幣原は、「戦争のない世界」をつくるには交戦権の統一が必要であり、世界政府の樹立を目指すべきだというのが、現実には国家が主権を放棄することは当面考えられないことも分かっていた。したがって、国際連合のような集団安全保障体制による安全確保を足場に追求していくのが、現実的な方策であった。帝国議会では、吉田が1946年6月28日の衆議院本会議で「交戦権抛棄に関する草案の条項の期する所は、国際平和団体の樹立にある」と述べていることに明らかのように、前年の1945年10月に設立された国際連合（国連）による集団的安全保障への期待も表明されている。

もっとも、日本はまだ国連に加盟していなかったわけだから、1946年9月13日の貴族院帝国憲法改正案特別委員会で國務大臣の幣原は、国連憲章51条の自衛のための武力行使との関連で、国連に加盟するさいには憲法9条の適用を留保しなければならず、それでもよければ国連の趣旨目的には「共鳴する所」が少なくないと述べている。幣原の場合、あくまで憲法9条の規定を優位に立てていたが、吉田には国連に日本の保護を委ねるという願望があり、それは、冷戦下でアメリカに日本の安全保障を依存する方向につながっていくことになった。政府のなかでもこのように微妙な違いが生じているのは、戦争放棄に対する理解の違いに由来するものであり、幣原がその理念を最もよく体现していたと言える。

## 軍備全廃の決意

幣原は、戦争放棄と軍備全廃をセットにして考えていた。終戦直後、幣原は偶然乗り合わせた電車のなかで「もう戦争はこりごりだ」という声を聞いたが、それがもとになって戦争放棄および軍備全廃を決意するに至ったのだという<sup>49)</sup>。

---

48) 同上、52頁参照。

49) 『外交五十年』228-229頁参照。

「私は囚らずも内閣組織を命ぜられ、総理の職に就いたとき、すぐに私の頭に浮んだのは、あの電車の中の光景であった。これは何とかしてあの野に叫ぶ国民の意思を実現すべく努めなくちゃいかんと、堅く決心したのであった。それで憲法の中に、未来永ごうそのような戦争をしないようにし、政治のやり方を変えることにした。つまり戦争を放棄し、軍備を全廃して、どこまでも民主主義に徹しなければならんということは、他の人は知らんが、私だけに限る限り、前に述べた信念からであった。それは一種の魔力とでもいうか、見えざる力が私の頭を支配したのであった。よくアメリカの人が日本へやって来て、こんどの新憲法というものは、日本人の意思に反して、総司令部の方から迫られたんじゃないかと聞かれるのだが、それは私に関する限りそうじゃない、決して誰からも強いられたんじゃないのである<sup>50)</sup>」。

幣原は、こういった国民の厭戦感情、民衆の平和への願いを実現すべく努力することを自らの使命としたのである。戦争放棄条項は、幣原を介して具現化した、敗戦直後の日本国民の厭戦感情の現れでもある。

### 非暴力防衛構想の萌芽

幣原は、『外交五十年』のなかで有名な「軍備全廃の決意」と題する節で、日本のような国家にあっては、少しばかりの軍備を持つことがほとんど意味をなさないという主張とともに、非暴力防衛の萌芽となるような思想を提示していることに注目すべきである。幣原は、攻められたらどうするかということについて、戦時中に読んだ *Conditions of Peace* という本のなかの記述をあげ、次のように述べている。

「第一次世界大戦中の際、イギリスの兵隊がドイツに侵入した。その時のやり方からして、その著者は、向うが本当の非協力主義というものでやって来たら、何も出来るものじゃないという真理を悟った。それを司令官に言ったということである。私はこれを読んで深く感じたのであるが、日本においても、生きるか殺されるという問題になると、今の戦争のやり方で行けば、たとえ兵隊

---

50) 同上、230頁。

を持っていても、殺されるときは殺される。しかも多くの武力を持つことは、財政を破綻させ、従ってわれわれは飯が食えなくなるのであるから、むしろ手に一兵をも持たない方が、かえって安心だということになるものである。日本の行く道はこの他にない<sup>51)</sup>」。

幣原は、この発想にヒントを得て、次のように議論を展開している。いま日本ではマッカーサーのもとで占領政策が行なわれているが、日本国民が協力しようとしているから円滑に機能しているのであって、国民が協力しなくなったら、どうなるかという問いを發し、「占領軍としては、不協力者を捕えて、占領政策違反として、これを殺すことが出来る。しかし8千万人という人間を全部殺すことは、何としたり出来ない。数が物を言う。事実上不可能である。だから国民各自が、一つの信念、自分は正しいという気持で進むならば、徒手空拳でも恐れることはないのだ<sup>52)</sup>」と答えている。これは「軍備全廢の決意」の理由として述べられていることであり、政策論として展開されているわけではないが、国民の全面的非協力による防衛のほうが軍事力による防衛より安全だということを示唆しており、非暴力防衛構想の萌芽的な現れだと言える。

実際に、帝国議会において戦争放棄条項の議論で最も問題になったのは、自衛権の問題であり、自衛戦争および戦力を否定して侵略があったらどのように対応するかという問題である。帝国議会の審議のなかで武力なき日本の安全保障の方策として示された一つの方向は、「武力なき防衛」の可能性である。自衛戦争に代わる防衛手段についての政策論が詰められていたわけではないが、侵略があった場合にどのように対処するかという防衛論議もなされていた<sup>53)</sup>。

51) 同上、231-232頁。幣原は、「あるイギリス人が書いた本」を『講和条件』と訳しているが、これは、E.H. Carr, *Conditions of Peace* (Macmillan, 1942) を指し、のちに『平和の条件』田中幸利訳 (研進社、1946年) というタイトルで邦訳されている。しかし、このことから幣原が原書で読んでいたことが分かる。

52) 同上、231頁。

53) 1946年9月13日の貴族院帝国憲法改正案特別委員会が高柳賢三が、日本が軍備と交戦権を放棄したので、他国からの侵略にどう対処するかについて、ガンディー

## 5 理想主義的現実主義

幣原の平和思想を見てくると、日本国憲法の戦争放棄条項に込められた思想的真意が明らかになってくる。1月24日の幣原—マッカーサー会談での合意を基にして作成されたマッカーサー・ノートには、「国権の発動たる戦争の廃止」＝「戦争の廃絶 (abolition of war)」という理念が表明されている。そこには自衛戦争の放棄も含まれる。これは憲法9条に具現化された理念である。これを辿っていくと、1928年の不戦条約（「戦争拋棄ニ関スル条約」）、さらには兩大戦間の平和主義における戦争廃絶という理念に行き着く。

### 戦争廃絶への里程標

すでに明らかにしたように、幣原は一国だけでは「戦争のない世界」をつくることはできないと考えていた。これは、国際協調主義者として外交を担った幣原の変わらざる信念であり、戦争放棄条項は「戦争の廃絶」を目標として定められたものである。戦争放棄から戦争廃絶に進むべきなのが人類の文明であり、戦争放棄条項は「戦争のない世界」をつくることを目標として定められた規定であり、戦争廃絶に向かうべき人類の里程標としての役割を果たすべきだという思想が込められている。つまり、反戦平和→戦争放棄→戦争廃絶と進むべき歴史の方向設定のなかで戦争放棄条項を捉えねばならないということである。

---

ㄨの「無抵抗主義」に依って立ち、一時的に侵略されても「世界の正義公平」に信頼して是正していく、「武力に対して武を以て抗争する」ことはしない、ということなのかと問いただしたのに対し、金森国務大臣は「武力以外の方法」によって「或程度防衛して損害の限度」を少なくするという余地は残っていると思うという旨の答弁をしている。この議論の応酬のなかで注目すべきなのは、「無抵抗主義」という用語によってだが、武力以外の抵抗、すなわち、非暴力抵抗の可能性は残されていると認識されていたことである。このような「武力なき防衛」の可能性については、その後、政府レベルで検討されることはまったくなかったが、少なくとも戦争放棄に適合する防衛手段について言及されていたように、侵略された場合の防衛は、幣原だけでなく憲法9条制定に関わった人たちが共有する問題関心であった。

では、戦争廃絶は、具体的にどのようなかたちで実現するのだろうか。幣原は、萌芽的なかたちでしか提示していないが、集団安全保障の構築である。しかし、幣原は国際連盟には懐疑的だったのになぜ国連ひいては世界連邦に期待したのかというと、やはり原子爆弾の出現があったように思われる。原爆の被害が次第に明らかになっていくなかで戦争によって原爆が使用されないようにするには、その根を絶つ必要があると考えたのであろう。

しかし、一方で幣原は、「恐らく世界にはもう大戦争はあるまい。勿論、戦争の危険は今後むしろ増大すると思われるが、原子爆弾という異常に発達した武器が、戦争そのものを抑制するからである。第二次大戦が人類が全滅を避けて戦うことのできた最後の機会になると僕は思う。如何に各国がその権利の発展を理想として叫び合ったところで、第三次世界大戦が相互の破滅を意味するならば、いかなる理想主義も人類の生存には優先しないことを各国とも理解するからである<sup>54)</sup>」と、核兵器の出現が戦争を抑止するという現実主義的な見方を示している。核抑止（核威嚇）効果だけによるものでないが、幣原の言うとおり、いままでのところ地域レベルでの戦争は起こってきたものの、世界規模での戦争は抑止されてきた。重要なのは、後段の正義の理想よりも人類の生存を優先させねばならないという思想である。「正義はなされよ、たとえ世界が滅ぶとも」という格言が妥当しない（世界が滅んでしまつては、正義は実現しようがない）ことは、まさに人類の絶滅を可能にする武器が発明されたことによって明らかになったのである。

## 侵略への対抗策

侵略された場合の防衛策としては、幣原は『外交五十年』のなかで国民が一致団結して非協力で臨めば、侵略の目的を達成させないという構想を述べている。これは、非暴力抵抗、すなわち全面的非協力で侵略軍に対峙するという構想である。のちに、ガンディーが独立後のインドの防衛政策として提示した非暴力防衛や1960年代からジーン・シャープ、アダム・ロバーツ、テオドール・

54) 「平野文書」6頁。

エーベルトラによって提唱された市民的防衛を先取りするものである。もちろん、幣原の構想は萌芽的なものにとどまり、政策として突き詰めていたわけではないが、侵略に対する対抗策を真剣に考えていかねばならないと認識していたことは重要である。

これ以外にもう一つの方策として、幣原は、「我が国を他国の侵略より救う自衛施設は徹頭徹尾正義の力である<sup>55)</sup>」と述べているが、この「正義の力」というのは、具体的に言えば、世界世論に訴えることである。幣原は外交に期待したが、民衆による下からの平和構築が紛争予防に役立つことも強調しておきたい。憲法9条1項に「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」とあるように、戦争放棄の主体は国民であり、前文のなかの「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」のも国民である。したがって、民衆レベルで常日頃から他国の民衆と信頼関係を構築しておく必要があるということになる。

幣原が予想したように、大きな戦争は起こりづらくなっている。それは、もちろん核兵器という絶滅兵器の発達による抑止効果によるところもあるが、経済、情報、文化のグローバル化が進み、相互依存が進化したからである。憲法9条の平和主義の延長線上にあるのは、「諸国民の公正と信義」に信頼を置く、非暴力主義と民際交流である。幣原の平和思想から私たちが受け継ぐべきなのは、理想主義的な現実主義、信頼と公正を重視する交渉術、仕事をやり遂げる使命感ではないか。もっとも、幣原はたんに理想主義だけの政治家だったわけではない。現実主義的な立ち居振る舞いをした政治家でもあった。そのことは幣原が憲法9条の制定に当たって「理性の狡知」を働かせたことから明らかだが、外交や防衛においても理想主義的な現実主義を貫いた。

講和条約締結が争点になったときには、幣原は、衆議院議長であり、直接政治的課題に関与しない立場にあったが、超党派外交を主張した。冷戦が激化し、朝鮮戦争が勃発するなかで、日本政府は、現実主義的な対応を迫られることとなり、多数講和を選ぶということになった。幣原自身は、侵略されても、国連

55) 幣原平和財団編『幣原喜重郎』697頁。

の安全保障理事会は冷戦下では拒否権が発動され機能しないし、永世中立は非現実的であり、多数講和・米軍駐留でいくしかないと考えていたようである<sup>56)</sup>。再軍備は過重な経済負担を強いられるので採らず、日本の武力は警察と治安組織に限り、対外的な防衛は米軍に委ね、講和後の日本は自由主義陣営に属し、他国との関係を密接にし、経済的に日本に依存する国を増やすことによって、日本への侵略が友好国にとっても重大な関心事となるようにし、侵略を未然に防ぐという道を模索していたように思われる。

しかし、ここで留意しておかねばならないのは、幣原が戦争廃絶という理念をしっかりと見据え、日本の置かれた政治的状況のなかで現実を理念に近づけていくよう努力したことである。日本は軍備をもたないとしてもどのように安全を確保するか、どのように国民大多数の意思にそったかたちで舵取りをしていくかが重要だと、幣原は考えたのだと思われる。幣原は、「戦争なき世界の創造」という若い頃からの理想を持ち続け、一歩ずつでも現実を理念に近づけていくための努力を続けていた。

幣原が考えたように、世界政府ができ、戦争を違法化する実効的な仕組みができればよいのだが、一足跳びにそれが実現しないことは明らかなので、現実主義的に安全を確保し、侵略の恐れを少なくしつつ、戦争のない世界へと現実政治を向け変えていく必要がある。理想主義的現実主義とは、長期的視野をもち、政治的事象の本質を捉え、政治社会の方向づけを行なっていくことである。侵略されたらどうするかについても、人類の歴史を前進させるという方向で、軍事的防衛から非暴力防衛への防衛のパラダイム転換を図っていくべきである。日本国憲法に込められているのは、戦争のない世界をつくろうという幣原の理想であり、戦争放棄条項は「戦争廃絶条項」として読みなおし、実践していくべきである。

---

56) 種稲秀司『幣原喜重郎』257-263頁参照。

参考文献

- 芦部信喜ほか編『日本国憲法制定資料全集』〔日本立法資料全集〕(信山社出版、1997-2018年)
- アジミ、ナスリーン／ワッセルマン、ミッシェル『ベアテ・シロタと日本国憲法——父と娘の物語』小泉直子訳〔岩波ブックレット〕(岩波書店、2014年)
- 井上寿一著『戦争調査会——幻の政府文書を読み解く』〔講談社現代新書〕(講談社、2017年)
- 入江俊郎『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題——入江俊郎論集』(入江俊郎論集刊行会、1976年)
- 江藤淳・責任編集『憲法制定経過』〔『占領史録』第3巻〕(講談社、1982年)
- 大橋武夫「大橋武夫・インタビュー記録」(1980年9月17日)、大嶽秀夫編『非軍事化から再軍備へ』〔戦後日本防衛問題資料集、第1巻〕(三一書房、1991年)所収
- 岡義武編『現代日本の政治過程』(岩波書店、1958年)
- オーバービー、チャールズ『地球憲法第9条』(講談社インターナショナル、1997年)
- 大平駒榎「戦争放棄条項と天皇制維持との関連について」、大嶽秀夫編『非軍事化から再軍備へ』〔戦後日本防衛問題資料集、第1巻〕(三一書房、1991年)所収
- 大嶽秀夫編『非軍事化から再軍備へ』〔戦後日本防衛問題資料集、第1巻〕(三一書房、1991年)
- 編『講和と再軍備の本格化』〔戦後日本防衛問題資料集、第2巻〕(三一書房、1992年)
- 編『自衛隊の創設』〔戦後日本防衛問題資料集、第3巻〕(三一書房、1993年)
- 笠原十九司「憲法9条は誰が発案したのか——幣原喜重郎と「平野文書」」『世界』2018年6月号
- 『憲法九条と幣原喜重郎——日本国憲法の原点の解明』(大月書店、2020年)
- 熊本史雄『幣原喜重郎——国際協調の外交家から占領期の首相へ』〔中公新書〕(中央公論新社、2021年)
- ケン・ジョセフ・ジュニア／荒井潤『KENが「日本は特別な国」っていうんだけど……——憲法シミュレーションノベル』(トランスワールドジャパン、2017年)
- 古関彰一『新憲法の誕生』〔中公叢書〕(中央公論社、1989年)
- 『憲法九条はなぜ制定されたか』〔岩波ブックレット〕(岩波書店、2006年)
- ゴードン、ベアテ・シロタ『1945年のクリスマス——日本国憲法に「男女平等」を書いた女性の自伝』構成／文：平岡磨紀子〔朝日文庫〕(朝日新聞出版、2016年)
- 佐々木高雄『戦争放棄条項の成立経緯』(成文堂、1997年)
- 佐藤功『憲法改正の経過』(日本評論社、1947年)
- 澤野義一「日本国憲法九条と幣原喜重郎」、田畑忍編『近現代日本の平和思想——平和憲法の思想的源流と発展』(ミネルヴァ書房、1993年)所収
- 参議院事務局編『第九十回帝国議会貴族院帝国憲法改正案特別委員小委員会筆記要旨』(参友会、1996年)
- 幣原喜重郎『外交五十年』(1951年)〔中公文庫〕(中央公論社、1987年)

- 幣原平和財団編『幣原喜重郎』（幣原平和財団、1955年）
- 衆議院事務局編『第九十回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録』（衆議院、1995年）
- シュリヒトマン、クラウド『ドイツ人学者から見た日本国憲法 憲法と集団安全保障——戦争廃絶に向けた日本の動議』渡辺寛爾・倉崎星訳（本の泉社、2014年）
- 鈴木安蔵『憲法制定前後——新憲法をめぐる激動期の記録』（青木書店、1977年）
- 袖井林二郎『マッカーサーの二千年』（中央公論社、1974年）
- 高柳賢三ほか編著『日本国憲法制定の過程——連合国防司令部側の記録によるⅠ・Ⅱ』（有斐閣、1972年）
- 竹前栄治『G H Q』（岩波書店、1983年）
- 竹前栄治／岡部史信『憲法制定史 第1巻 憲法は押しつけられたか』〔小学館文庫〕（小学館、2006年）
- 種稲秀司『幣原喜重郎』〔人物叢書／日本歴史学会編集〕（吉川弘文館、2021年）
- 堤堯『昭和の三傑——憲法九条は「救国のトリック」だった』〔集英社文庫〕（集英社、2013年）
- 寺島俊徳『市民的不服従』（風行社、2004年）
- 『戦争をなくすための平和学』（法律文化社、2015年）
- （抜粋・解説）『復刻版 戦争放棄編——参議院事務局編「帝国憲法改正審議録 戦争放棄編」抜粋（1952年）』（三和書籍、2017年）
- 「幣原喜重郎と憲法9条」『憲法研究所ニュース』第40号（2021年5月31日）
- 服部龍二『幣原喜重郎——外交と民主主義』（有斐閣、2006年）；『増補版 幣原喜重郎——外交と民主主義』（吉田書店、2017年）
- 馬場伸也『満州事変への道——幣原外交と田中外交』〔中公新書〕（中央公論社、1972年）
- 平野三郎「平野文書」／「幣原先生から聴取した戦争放棄条項等の生まれた事情について」（憲法調査会事務局、1954年）、寺島俊徳（抜粋・解説）『復刻版 戦争放棄編——参議院事務局編「帝国憲法改正審議録 戦争放棄編」抜粋（1952年）』（三和書籍、2017年）付録
- 「制憲の真実と思想——幣原首相と憲法第九条」（1964年）、深瀬忠一編『戦争の放棄』〔文献選集日本国憲法第3巻〕（三省堂、1977年）所収
- 『平和憲法秘話——幣原喜重郎その人と思想』（講談社、1972年）
- ホイットニー、コートニー『日本におけるマッカーサー——彼はわれわれに何を残したか』毎日新聞社外信部訳（毎日新聞社、1957年）
- マッカーサー、ダグラス『マッカーサー回想録』（上・下）津島一夫訳（朝日新聞社、1964年）
- 村川一郎編著『帝国憲法改正案議事録——枢密院帝国憲法改正案審査委員会議事録』（国書刊行会、1986年）
- 森清監訳『憲法改正小委員会秘密議事録——米国公文書公開資料』（第一法規出版、1983年）

幣原喜重郎と戦争放棄条項

ラミス、ダグラス『ラディカルな日本国憲法』加地永都子訳（晶文社、1987年）

Carr, Edward Hallett, *Conditions of Peace* (Macmillan, 1942) [エドワード・ハレット・カー『平和の条件』田中幸利訳（研進社、1946年）]

Schlichtmann, Klaus, "The Ethics of Peace: Schidehara Kijūrō and Article 9 of the Constitution," *Japan Forum*, vol. 7, no. 1, April 1995

国立国会図書館デジタル図書館「日本国憲法の誕生 資料と解説」<https://www.ndl.go.jp/constitution/>（2022年9月12日アクセス）

帝国議会議録検索システム <https://teikokugikai-i.ndl.go.jp>（2022年9月12日アクセス）